



<論説>L.ワルラスの土地国有化論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 立半, 雄彦 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00002106">https://doi.org/10.24729/00002106</a>

# L. ワルラスの土地国有化論

立 半 雄 彦

## 1. 序

本論稿の目的は L. ワルラスの土地国有化方策の考察及びかかる技術論的考察<sup>(1)</sup>に現われている彼の思想の一端の把握である。それ故土地国有化が、何んらかの基準のもとで正当か否かという倫理学的考察については、以下の簡単な論及<sup>(2)</sup>にとどめることにしたい。

### (1) 土地国有化の根拠

L. ワルラスは1896年の論文 *Théorie de la propriété*<sup>(3)</sup>の中で所有の理論を体系的に考察し得たと信じた。そこで彼は二つの所有の価値命題を立てた。1. 人的諸能力（人的資本）は自然権により個人の所有に属す。2. 土地は自然権により国家の所有に属す、がそれである。

そしてワルラスはこの二つの命題から、所謂補助定理 (Lemme)<sup>(4)</sup>を介し、一

(1) 我々はかつてワルラスの所謂理念の現実化を(1)政策論的な意味での理念の現実化(2)技術論的な意味での理念の現実化に区別した。我々は一応通常用語に従ってそれを技術論的と規定したがワルラスの土地国有化論は、正確に言えば(1)に属するものである。両者の区別については拙著「L. ワルラスの社会経済学」(大阪府立大学経済研究叢書第26冊) p. 64を参照されたい。

(2) 詳細については上掲拙著, p. 98 以下 II. L. ワルラスの所有論, 及び L. Walras, *Théorie de la propriété* (1896) (*Etude d'économie social* p. 205. 以下 Social と略称) で, ワルラス自身の論証が与えられている。尚我々の論証とワルラスの論証とを比較されたい。

(3) 註(2)参照のこと。

(4) 補助定理 (Lemme) とは I. 一つの物の所有者は同時にその物の用役の所有者である。 II. 一つの物の所有者はその物の価格の所有者である, 但しこの時次の条件が不可欠である, 即ちかかる交換行為が売手買手の双方に何んらかの非自発的犠牲をもたらさぬことそれである。(cf. *Théorie de la propriété* p. 207) の二つをさす。

切の社会的富の所有が根拠づけられると考えた。特に土地は、自然が、国家(或いは共同体)を構成する全個人の固有の運命完遂即ち倫理的人格完成の為、個人すべてにより平等に享受せられる様、賦与した資源であり、特定の個人の一方的所有に委ねらるべきでなく、国家(或いは共同体)の所有に委ねられるべきとされ、そのことが正義に合致すると考えられた。<sup>(5)</sup>ところで、ワルラスにとり個人及び国家は二つの対等の資格を持つ社会的理念型である。そして、国家の自然権は個人の自然権と等しく、国家は個人の単純な算術的合計を越えた独自の主体であり、国家の唯一究極の目的は国家を構成する全個人の倫理的人格完成の為の条件(ワルラスはこれを一般的社会的条件と名づける)の確立とその平等な享受の保証に限定せられる。他方全個人はかかる国家の成員として、但し成員としてのみ、条件を平等に享受しつつ独自のその運命を完遂し得、かくて得た各個人に応じて相異なる位置(これをワルラスは不平等な位置と名づける)の享受を保証せらるのである。この際ワルラスは国家の権威が個人の自由を圧殺し、逆に個人の自由が国家の権威を侵害すること、更に平等な享受が不平等な享受を圧殺し、逆に不平等な享受が平等な享受を侵害することを避けるため、

(5) 但しここで注意すべきことは L. ワルラスが上記所有の価値命題及び大略本文の如く要約し得る考え方を、単純にストレートに提示したのではないということである。上記二命題及び本文の叙述での傍点を付した諸概念即ち自然権、国家、個人、倫理的人格、平等、所有、正義等にワルラスは、周到な哲学的規定を与えている。個人、国家、平等、正義、については更に平等の対概念としての不平等、正義の対概念としての秩序、自由と権威という対概念、条件と位置という対概念を加えこれらを論理的に関連づけつつ彼が *cénonique* と名付けるいわば規範的性格を持つ社会学的考察で克明に考察されているし (Social, I. Recherche de l'ideal social, De l'homme et de la société, 6<sup>e</sup> Leçon De l'individu et de l'Etat, Formule générale de constitution de la science social p. 147), 倫理的人格については、労働者という概念と二重的にそれを使用しつつ具体的人間存在の理念を把えるという形で、いわば哲学的な人間考察を介して与えられているし (Social, 4<sup>e</sup> Leçon, De l'homme et de la destinée humaine au double point de vue physiologico-économique et psychologico-morale p. 99), 所有についても単なる私物化 (appropriation) と区別せられ、それに合理的という形容句が与えられ、合理的の意味理解に上記の *cénonique* が要求せられている (例えば, Théorie de la propriété)。この様な広範な哲学的考察——その全体について要約する紙数はない——が所有の根拠付けという問題にからみ合い、上記二命題として結晶している点を我々は注意すべきである。尚自然権については L. ワルラス土地国有化論の論評中の考察を参照されたい。

国家と個人の活動領域の周到な境界設定の必要を強調し、比喩的表現を用いるなら、個人にとり、重すぎも軽すぎもせぬ国家、従って個人の自由の真の確立を意図したのであった。<sup>(6)</sup>そして土地自体は、国家がかかるとして国家的權威に基づく

(6) 以上について詳しくは特に *Social, I. Recherche de l'ideal social. De l'homme et de la société, 6<sup>e</sup> Leçon. De l'individu et de l'Etat. Formule générale de constitution de la science sociale.* 及び拙稿「L. ワルラスの社会経済学(3)」(大阪府立大学経済研究第51号昭和43年12月)を参照されたい。

ワルラスは彼が条件の平等と、位置の不平等により主張する正義の確立を次の如き比喩で巧みに説明している。『(Social. p. 160~p. 161) 今トラック競技を考える。各走者が同じスタートラインに立ち、到着の順位に従って報酬を受けることがそれである。同じスタートラインに立つことは条件の平等に該当し、到着順位に応じて異った報酬を受けるとは位置の不平等に該当する。もしある走者のスタートラインが他の走者のはるか前方にあり、或いは或る走者のトラック上には他の走者にはない障害物がしつらえてあって、しかも到着の順位に応じて報酬が与えられる時は条件の平等はもとより否定され、ワルラスの意味する位置の不平等ももとより否定される。ワルラスによれば前者の如きトラック競技を構成することは、個人ではなく国家の責任であり、それは本質上個人倫理の問題ではなく、社会倫理の問題とされる。つまり条件の平等と位置の不平等の確立は国家の責任の限界を画し、国家はこれだけの事をすればその責任を一応果し得たと考えられているのである。ところで今同じスタートラインに各走者は立ち、しかも到着に応じて報酬は異なるが次に上位に並んで異った報酬を受けた者達が、自発的に下位の者達に自己の報酬を賦与し、結果として均等な報酬が生じる様にするのをワルラスは少しも否定していない。否それを賞讃さえもしている。例えば、ワルラスは「…以上の私の議論は、権利の観点に立つものである。だが私は厳密な権利の観点以外に、組合的結社や保険的結社を、更に自由な博愛の広大な領域を認めている。富者が貧者を助けにやっとなければならないということは確かである。問題のすべては、助ける者と助けられる者について、かかる扶助が与えられる度合を定めることである。第1の場合には博愛が働き、第2の場合には不正が振舞う」(Social. p.439)と論じている。けれどもワルラスに依るとこれらは本質上、個人倫理の問題であることになる。(Social 所収 *Théorie de la propriété* p. 215 以下バスティア派の正義とワルラス的正義の比較を与えつつこの主旨の発言をしている)。各個人のかかる自発的行為を国家は干渉する権利を持たぬけれども、国家はここまで事柄を進める必要はないとワルラスは考えている。その理由は次の二点にある。第1点は不平等な享受が条件の平等の上に成立している場合、各個人の能力と努力に応じた報酬

活動の財源にあてるべく、国家所有に委ねられることになり、他方租税は上記命題1、に矛盾するとされ、本質的に不正従って廃止さるべきと考えられた。<sup>(7)</sup>この様に L. ワルラスは、土地国有化により、国家は独自の財源を与えられ、

▼を国家は強制的に、他者に賦与させる権利を持たず、それは本質上かかる個人の内面の問題であるということであり、更にこの事が人間性の現状が名声や利害への渴望に満されている事を考える時、むしろこれ等を有効に利用し、生産力を向上させ、分けるべきパイの大きさを一層大ならしめるに意味があるという点とからめて考えられている事それであり、第2点はこの事により国家の責任従って社会倫理と、個人の責任従って個人倫理を、明確に区別し社会問題の源泉を全て個人倫理に還元する立場つまり個人の倫理的退廃に還元する立場が、本来社会倫理、国家の責任に属すべき問題を、個人の責任にすりかえ、国家的責任を隠蔽する機能を果たすことへの有効な批判たらしめようとする事、それである。ワルラスはこの様に社会科学を媒介して成立する経済社会政策の立場からは、問うべきは国家の責任であると考え、個人倫理の領域に属する相互扶助的な或いは慈善的な行為についてその意義を重視しつつ同時にその限界をも指摘している。尚、前掲拙著3.3バスティア学派の所有論特に3.3.4.バスティア派正義とワルラス的正義との違いについて(p.126以下)3.3現代合理主義の倫理的立場(p.39以下)2.6所有の価値命題の要約(p.111)等を参照されたい。

なお、本文中で比喩的に表現した「個人にとり重すぎも、軽すぎもしない国家」という章句に関連させて、ワルラスの民主主義に対する見方を指摘しておこう。ワルラスは「明らかに代議的或いは議会的民主主義は、一般的には国家の概念を欠いている。古代や中世の貴族的或いは君主的政府が、高い程度で所有していたものを欠いている。民主主義は選挙的多数を構成するために十分に多数で強力な特定の利益集団の利害を、全個人の利害であるところの公共的利害とみなす傾向がある。全体の計画をたてるため、かかる特定の利益集団の利害を、考慮することは大きな幻想である」(Social. p.348)と論じ、実際に機能している議会制民主主義を批判している。だが、このことは、ワルラスが議会制民主主義自体を否定するということではない。何故なら、「我々が示した混乱は、民主主義そのものよりもそれを導かねばならぬ政治経済学の責任である」(p.345)と論じられているからである。

比喩的にいえば、實際上機能している議会制民主主義下での国家は、特定の利益集団の立場からは軽すぎるということである。もとより貴族的或いは君主的国家が、重すぎるということは、ワルラスの思想に含意されている。

(7) Social, IV impôt, Le problème fiscal, II Critique de l'impôt comme ↗

しかも人口増加資本蓄積の進行下での土地の稀少性の増大という予想に基き、国家は土地の賃貸による膨大な地代収入により存続でき、それ故租税は単に不正である為だけでなく、<sup>(8)</sup> 実質上も不必要になると考え、これらに私的独占に対する国家的干涉等々を加え、一切の社会問題の解決をはかる途を見出し得ると信じた。

## (2) 土地国有化論のワルラス思想体系における位置

我々は次に土地国有化論（正確には土地国有化方策論）のワルラス経済思想体系における位置づけを簡単に考察する。L. ワルラスの思想体系全体は基礎的立場と経済思想体系に区別し<sup>(9)</sup>うる。前者は、1. 残余の一切が（ワルラスの立場に忠<sup>(10)</sup>実である限り）それと矛盾しては成立しえぬ純粹哲学的自覚と名付くべきもの、2. 狭義の基礎理論としての、方法論的考察、人間学的存在論的考察、<sup>(11)</sup> *cénonique* 的考察、<sup>(12)</sup> 3. それらを媒介し成立する構成原理としての、社会主義と自由主義、<sup>(13)</sup>

↘ fait normal et définitif (p. 431). III. De l'impôt comme fait anormal et transitoire, De la nationalisation du sol (p. 442).

(8) 前掲拙著5. 2 応用経済学の素描 (p. 135以下) を参照されたい。L. ワルラスの応用経済学について我々はまだ本格的な考察を与えていない。だが細部の点は別にしても、ワルラス体系でのその位置付けを与えるに足る最小限の知識は上記引用箇所を与えられていると考える。

(9) これらについては前掲拙著 I L. ワルラス経済思想体系について—科学論的考察 (p. 19—27) 及び II. L. ワルラス経済思想体系の基礎的立場について (p. 25—29) を参照されたい。

(10) 前掲拙著 III. L. ワルラスの純粹哲学的立場—現代合理主義について (p. 30—59)

(11) 前掲拙著 IV ワルラス体系の狭義の基礎理論 4. 1 方法論的考察 (p. 60—67) 及び L. Walras. Social. Socialisme et libéralisme, Lettre à M. Ed. Schérer p. 3 以下。

(12) 前掲拙稿 2 人間学的存在論的考察 (p. 29—45) 及び前掲拙著 p. 79 註 159 及び L. Warlas. Social. 4<sup>e</sup> Leçon, De l'homme et de la destinée humaine au double point de vue physiologico-économique et psychologico-morale (p. 99) 5<sup>e</sup> Leçon, De la concordance de l'intérêt et de la justice (p. 123).

(13) 前掲拙稿 3 規範的性格を持った社会学的考察——社会の科学の一般的原理 (p. 45—52) 及び, L. Walras. Social. 6<sup>e</sup> Leçon, De l'individu et de l'Etat. Formule générale de constitution de la science sociale (p. 147 以下).

功利主義と倫理主義，個人主義と共産主義を総合する<sup>(14)</sup>立場から成立し，それらが一体となって経済思想体系を根底から基礎づける<sup>(15)</sup>如き位置に立つものである。他方経済思想体系は，基礎的立場を背後に持ちつつ，<sup>(16)</sup>純粹・応用・社会経済学及び経済体制論，更に土地国有化論等の相互に複雑に関連し合った<sup>(17)</sup>総体から成立し，最終的にワルラスが総合主義或いは総合的社会主義と名づける立場に結実するものである。総合的社会主義とは，個人と国家の権利義務の関係を，社会的富の生産及び分配の両面から，正義，秩序という基準に従い，利害を考慮しつつ規定した結果としての，人的資本の私有化，土地の国有化従ってそれと表裏を成す租税の廃止，生産手段私有の一部肯定，私的独占企業の国家による合理的規制，公共的領域及び一部私的領域での国家自体の生産介入を，その主たる柱とし，国家を構成する全個人の倫理的人格の<sup>(18)</sup>（及び二重的に労働者としての）完成を究極目的とするという内容を持つものである。さてかっても論じた様に，ワルラスはその方法論的考察で理論を現実の理念化，政策或いは技術を理念の現実化，そして歴史哲学的シェーマとして現実の理念化 → 理念の現実化を構想し，歴史における理念の優位性を強調した。現実<sup>(18)</sup>は広義の理性的能力を媒介と

(14) 前掲拙稿 B ワルラス社会経済学の構成原理 (p. 51—p. 59) 及び同拙著 5. 1 社会主義と自由主義の総合 (p. 69—p. 77) 及び L. Walras. Social. Méthode de conciliation ou de synthèse, (p. 175 以下).

(15) 基礎的立場と経済思想体系との論理的関連については，例えば前掲拙著 I 存在論的考察と cénonique 的考察の統一及び応用・社会経済学，経済体制論との論理的関連について (p. 79—97) を参照されたい。

(16) 経済体制論については例えば前掲拙著 V. L. ワルラスの経済体制論の素描 (p. 135—p. 156) を参照されたい。

(17) かかる名称の意味については L. Walras, Social P. 239. 及び Social, le problème fiscal p. 422—423. を参照されたい。後の部分でワルラスはかかる考え方の歴史的起源をプラトン及びアリストテレスにまでさかのぼらせつつ，19世紀においては Pierre Leroux, Dupont White, Vacherot といった稀少なる精神によりいだかれたと論じ社会主義という語は本来 Leroux により総合的な概念を示す為に作られたものとしている。

一五五 (18) ワルラスの構想した総合主義或いは，総合的社会主義の理念の具体化は経済社会体制論として一応与えられている。それ等については前掲拙著 V. L. ワルラスの経済体制論の素描を参照されたい。尚，ワルラス応用経済学の本格的考察を介してかつ純粹経済学の媒介に留意し，更に詳細に規定されねばならぬが本筋はそこで与えられていると考える。

し、理念にまで構成せられたとき、可能なる限りの完全に近づくが、逆にかか  
る理念を現実の世界に実現したとき、それはもはや理念でなく現実即ち理念の  
近似的対応物となり、どこまでも不完全である。けれどもこれが人間の歴史の  
進行の姿である、というのがその要旨であった。<sup>(19)</sup> そしてかかる立場からは、綜  
合的社会主義自体は現実の理念化たる理論という規定を受ける。従ってその次  
に当然かかる理念の現実化が問題とされ、そこに政策或いは技術の世界が開か  
れることになる。ところで、ワルラスの総合的社会主義の支柱のうち最も重要  
なるものは土地の国有化である。これなくしてワルラス思想を社会主義的と規  
定する最も有力な根拠は失われるからである。<sup>(21)</sup> かくて我々は、ワルラスにとり、  
如何にして土地の国有化を現実化するかが、彼の総合的社会主義実現の端緒  
として極めて重要なことを理解しうる。<sup>(22)</sup> そして我々の考察する土地国有化方  
策論は、かかる問題へのワルラス自身の解答である。それは本質的に技術論的  
性格、即ち目的に対する手段の適合性の研究という性格を持つが、その際ワル  
ラスが特に心をくだいたことは、土地国有化方策に自由主義的性格を附与する  
こと、即ちその漸進性を維持することであった。国家権力の強圧のもと、急進  
的に土地国有化を断行することは、ワルラスの立場からは見戯に類すること  
であった。<sup>(24)</sup> 可能な限り摩擦を回避し、土地所有者の理性に訴える一方、その既得

(19) 前註11及び前掲拙著 5. 1 社会主義と自由主義の総合 (p. 69—p.77)

(20) ここで言う政策とは、我々が政策論的意味での理念の現実化と名付けたも  
のである。かかる概念については前掲拙著 p. 64 参照。

(21) 但しワルラスはその応用経済学で産業組織化の為の *régles* を与えている。  
*régles* 2 の(1)は私的利害に属する産業の国家による代行を示唆している。こ  
れと公共的利害に属する産業の国家による運営 (*régles*1) 私的利害に属する  
産業の一部の独占利潤のコントロール (*rigles* 2 の(2))を本文の叙述への限定  
として与えていく。前掲拙著 p. 135—141 参照のこと。

(22) ワルラス自身土地国有化論を与えた *Social* 中の箇所の表現を III. *Réal  
ization de l'ideal social* と名付けている。ちなみに I. *Recherche de l'ideal  
sociale* という表題が先行していることを指摘しておく。

(23) 前註 1

(24) ワルラスは理論家と実践家或いは、科学者と政治家の質の違いに言及しつ  
つ政治家は、科学の要求する理念と現実の状況との間に何んらかの妥協的を見  
い出さねばならぬ。即ち理念が与える到達点とそれに至る出発点との間に何  
んらかの妥協点を発見し、理念の現実化に際し出来る限り混乱を避けむしる漸  
進的にこれを行うべきであるという考え方を述べている。(Etude d'économie ↗



の権利を一方的に奪うことなく、彼らの利害をも配慮しつつ、総合的社会主義の理念を現実の世界に開示していくことが、ワルラスにとり最も肝要なことであった。何故なら不正を犯し正義を実現することは、正義自体の冒瀆であると<sup>(25)</sup>考えられたからである。かつて論じた様にワルラスは現実の理念化における革新性の注入に際し、社会主義者の精神を、理念の現実化における漸進性の注入に際し、自由主義者の精神を、生かそうとし、現実の理念化→理念の現実化というシェーマを媒介し、この二つの立場のエッセンスを総合しうると考えた。彼は「私は理念的に即ち科学的には完全に社会主義者であり、現実的に即ち政策的には深くかつ真面目に自由主義者たりうる<sup>(27)</sup>」と主張しつつ、社会学者に対して、理論家としては、社会主義者の進歩性、政策助言者としては自由主義者の成熟した巧智を要求したのである。<sup>(28)</sup>かくて本論稿の意図は、ワルラス土地国有化方策の出来る限りの正確な理解に加え、そこに現われているワルラスの思想の一端を把握し、基礎的立場、特に方法論的考察及び社会主義と自由主義の総合における主張の具体的な実現をも認識することにある。我々は以下 1. 土地国有化論の先駆者<sup>(29)</sup>、2. 全面的土地国有化論<sup>(30)</sup>、3. 部分的土地国有化論、4. 土地国有化論への論評に分ち順次考察を展開したい。

## 2. 土地国有化論の先駆者

L. ワルラスは、土地国有化に関し何んらかの形で論じた学者として、A. A.

\politique appliquée p. 455)、不正を犯さず正義を実行するという時の不正とは、土地所有者に既存制度下で認められた権利を一方的に補償なく奪うことと解釈しうる。自由主義的主張の示す漸進性はそれ自体意義を持つが特に不正を犯さず正義を実行する、という立場との関連でその意味を把握すべきであろう。

(25) 前註24参照。例えば、L. Walras, Social, Le problème fiscal III. De l'impôt comme fait anormal et transitoire, De la nationalisation du sol, p. 446.

(26) 前註11及び(19)

(27) L. Walras, Social. p. 16

(28) 前註23

(29) 1. 2 において我々は主として依拠する文献は Social III. Réalisation de l'idéal sociale Théorie mathématique du prix des terres et de leur rachat par l'état. (1880) である。以下論文Aと略称する。

(30) 3 において我々が主として依拠する文献は Social IV. impôt. Le cadastre ↗

Walras, James Mill, Henry Herman Gossen<sup>(31)</sup> に言及し、更に土地国有化を主張した多数の社会主義者として、Collins, Rodbertus-Jagetzow, Alfred-R. Wallace, Henry George<sup>(32)</sup> の名をあげ、古くはスピノザ等<sup>(33)</sup>をも指摘している。だが土地国有化を正当視する価値判断の提示ではなく、それを前提し如何に土地国有化を実行するかという方策論の立場から、ワルラスが重視し批判的考察の対象としたのは、J. ミルとゴッセンである。従って我々もJ. ミル、ゴッセンの土地国有化方策論及びそれらへのワルラスの批判を考察し、両者のワルラスへの影響をも同時に明らかにしたい。

## 2.1 J. ミルについて

土地国有化に関する J. ミルの議論は彼の *Elément d'économie politique* (1823. Paris) ch. 4 Sec.5 '地代に対する租税'<sup>(34)</sup> で展開されている。

まず J. ミルは、土地所有の問題と農業的産業の問題とは、相互に独立であると論じる。即ち政府支出にあてる為徴集される地代部分は、一国の産業に影響しない。何故なら土地の耕作は資本家に依存しているが、資本家にとり彼の資本投下から得られる正常な利潤を越える余剰を地代の形で地主に支払うことと、政府の収税人に支払うこととは無差別であるからである。<sup>(35)</sup> つまり J. ミルは土地所有の問題は、一国の農業産業の生産側面への影響からは独立に、それ自体で考察しようと主張している訳である。

更に J. ミルは、この様な地代の国家への納入分を、政府支出の財源とすることにより、租税を廃止しようという議論を示唆している。即ち地代の国家への納入により、産業は最小限の犠牲すら受けず、資本家はその資本から得られる全利潤を取得しえ、労働者は如何なる減少をも伴わずに彼の俸給を受取る。更に資本家は、租税による如何なる悪影響をも受けず資本を一国にとり非常に生産的な方向に投下し得る。それ故地代を国家の必要にあてる基金とすることには特殊の利益が残ると論じている。<sup>(36)</sup>

↘et l'impôt foncier (1873) である、以下論文 B と略称する。

(31) 論文 A. I. Doctrines de J. Mill et H. H. Gossen, p. 267, p.279.

(32) *ibid.* p. 267 註(2)

(33) *Etude d'économie politique appliquée* p. 471 註 1 Spinoza, *Tractatus politicus*. ch. VI. § XII

(34) *op. cit.* 論文 A. p. 267

(35) *ibid.* p. 268.

(36) *ibid.* p. 268.

だが注意すべきことは、J. ミルの主張は、地代を全額国庫に納入するというのではなく、彼が primitive rent と呼ぶものを越える部分のみを国庫に納入すべし、というものである。そして彼はこの部分だけで、政府支出が十分まかなえる事を暗に前提している。<sup>(37)</sup> primitive rent という概念は、若干曖昧であるが、J. ミルによると次の如きものである。地代を公共的支出に特別に割当てるといことが行われておらず、私的所有が認められている場合、従って土地はそういう制度下で売買され、個人の予想や計慮が全てこの様な状況下で成されている場合、政府支出への財源として地代のみを考慮することは不正であろう。そのことは所有者を搾取することになるであろうからである。だが人々が売買している土地用役、そしてそれに基づき人々の予想が立てられており、かつ全ての租税を免れている地代は、現実の地代か或いは少くとも上昇の見透しの薄い地代である。従って国家は少しの不正をも犯さずに、かかる primitive rent を越える人口増加資本蓄積の進行から生じる地代の全余剰分を、地租により吸収することができる。<sup>(38)</sup> J. ミルはまた次の様にも論じている。primitive rent に基いてのみ土地所有者は彼自身及び彼の家族の為の手配を行う、だから、この primitive rent が特殊の条件により保証されるときには、彼にとり少しの費用もかからぬ所得の新しい源泉が、国家用役の為に国有化されることに不平を言う権利を彼は少しも持っていない、と。<sup>(39)</sup> 要するに primitive rent とは人口増加資本蓄積の進行により急速に上昇する以前に歴史的に成立しており、その私有が慣行的に又は合法的に認められ、人々の生活上の予想や計慮がその上に立てられている地代と一応解釈できる。この様に若干曖昧さを残す概念であるが、とにかく J. ミルはこの primitive rent を越える部分を国家は地租として徴集する権利を持つと言うのである。それ故 J. ミルにとっては、地代が年々この primitive rent を越えて上昇することへの確信が存在するのでなければならない。これに対し J. ミルは人口増加と資本蓄積の進行がこのことを可能にするとし、更に論証の為にカーディアンの地代理論をあてる。即ち人口が増加し、資本がだんだん非生産的な仕方で土地に適用されるにつれ、一国の土地の純生産物のますます多くの部分は、地代となる。

一五二 (37) *ibid.* p. 269. J. ミルは「ある大きさを持ちかなり人口稠密な国での土地の収入は政府が支出する必要の額を越えるであろう」しかし乍ら「その超過分は私的所有にまかせればよい」と論じている。

(38) *ibid.* p. 269.

(39) *ibid.* p. 270.

それに反して資本利潤は対応的に減少して<sup>(40)</sup>いく。そして J. ミルにとっては、この地代の連続的な増加は、特定私人の問題でなく国家或いは共同体の問題なの<sup>(41)</sup>である。

以上の様な J. ミルの土地国有化論は次の二点に要約される。

1. J. ミルは地主に primitive rent を残すことにより土地の全面的国有化を主張していない。それはいわば部分的国有化の主張、換言すれば個人と国家による土地の不分割共有の主張である。<sup>(42)</sup>

2. J. ミルは他方地主の primitive rent を越える部分への権利を全く認めていない。

これら二点は、後にゴッセンの議論との対比によりワルラスが批判するところであるが、さしあたり、ワルラスの J. ミルの土地国有化論への評価と批判とを指摘しておく。

ワルラスは次の諸点をのみ簡単に指摘している。1. 企業家と資本家との同一視がある。2. 地代に関するリカーディアンの考え方に基いている。これら二点<sup>(43)</sup>は共にワルラスによると英国学派特有の純粹経済学上の誤謬ということになる。3. 利害或いは正義についてのあまりにも簡単な考えの上に立っている。4. 動機づけの点に関して不十分である。にも拘らずワルラスは J. ミルの考え方は觀念の方向に非常に大きな影響を与えたであろうとし、栄光の資格に値するであろうと論じている。<sup>(44)</sup>

## 2.2 H. H. ゴッセンについて

ゴッセンの議論は彼の著者 *Entwicklung der Gesetz der menschlichen Verkers und der daraus fliessenden Regeln für menschliches Handeln* (1854),<sup>(45)</sup>で展開されている。我々は J. ミルの土地国有化論との比較に留意しつつ、ゴッセンの議論を考察する。

(40) *ibid.* p. 269—p. 270.

(41) *ibid.* p. 270.

(42) J. ミルのかかる方策が何故国家と個人との土地の不分割共有であるか即ち我々の所謂部分的国有化であるかについては後述 3. 部分的土地国有化論を参照されたい。

(43) この点については拙稿「L. ワルラスの純粹経済学と相互依存性の思想」<sup>(45)</sup> (大阪府立大学経研究第14巻第3号昭和44年6月)が参考になるであろう。

(44) *op. cit.* 論文A p. 270.

(45) *ibid.* p. 270.

ゴッセンは、「土地所有は完全に共同体に属すること、そして共同体は最高の地代を支払う人々に土地の耕作を委託すること。それは便宜に<sup>(46)</sup>適う」と論じた。J. ミル同様功利主義者であるゴッセンは、土地国有化問題の解決に際し、便宜という基準に依り正義でなく利害の観点から論じていること、彼の数学的経済均衡理論に基き、最高の地代は最も有効な用途に対応するという認識から議論<sup>(47)</sup>していること、が注意せられるべきである。だがワルラスはこれらの問題の検討<sup>(48)</sup>を避け、彼が本質的な問題とみる現念の現実化の問題に焦点をしぼる。

最初にゴッセンの土地国有化論の特徴を述べつつ、J. ミルとの比較を行なう。

第1点、土地所有者は将来の年々の地代の上昇を予想し、それを判断材料にし、土地を購入した。それ故彼はこの地代上昇分に対し支払った価値に、権利<sup>(49)</sup>を持っており、国家は一方的にかかる権利を奪い得ない。この様に考えて、ゴッセンは国家に土地買上げの一方的権利を拒否し、土地所有者との合意に基き、土地を購入する様義務づける。この極めて慎重な態度は、ワルラスによるとゴッセンが共産主義者、社会主義者という革命家による急進的方策に反対する立場<sup>(50)</sup>に立つことから説明できる。これに対し J. ミルは、既述した primitive rent を越える地代上昇分を国家は一方的に徴集出来るとし、土地所有者はかかる処置に不平を言う権利なし、と主張した。この点をワルラスは利害正義への極めて不十分な考慮の上に立つ処置と考えている。

第2点、ゴッセンは上記の慎重細心な配慮に立ちつつも、土地の全面的国有化を主張するが、J. ミルは単に土地の部分的国有化即ち個人と国家による土地の不分割共有を主張するに過ぎない。何故なら J. ミルでは、primitive rent は地主に保証されていたからである。

今ワルラスに従い年々  $a$  だけの所得を永久的にもたらす資本価値の算定式を

(46) *ibid.* p. 271.

(47) *ibid.* p. 271

(48) *ibid.* p. 271

(49) *ibid.* p. 272 もとより自己の代で土地を購入したのでなく所有の起源が遠く過去にさかのぼり相続により土地を取得している地主層も存在している。彼等に対してはかかるゴッセンの議論は根拠薄弱である。しかしゴッセンでもワルラスでもこれらの地主の区別は問題とされず、一律に扱われ共にその利害の配慮が、但し、特に国家による土地購買時点での土地所有者一代に関して特別の利害配慮がなされているに過ぎぬと解釈し得る。

(50) *ibid.* p. 272

$\frac{a}{i}$  ( $i$  は純利子率<sup>(51)</sup>) とし、 $a$  を J. ミルの primitive rent とするとき、地主は J. ミルの場合には、土地の形で  $\frac{a}{i}$  だけの資本を所有し得ることになる。だがゴッセンの場合には、primitive rent そしてそれを含んだ将来の年々の地代の上昇をも考慮した価格で、国家は私有地を全面的に購買すべしというものである。それ故 J. ミルとゴッセンの方策の違いを地主の立場から見れば、ゴッセンの場合の方が、価値的により大なる資本の保有を、土地を手放してではあるが、地主は保証され、国家の立場から見れば国家は primitive rent をも自由に処分し得る収入として取得しうることになる。

ところでゴッセンは土地の全面的国有化を国家は、借入れ金により、土地を購買し、その利子を年々の地代の上昇により支払い、やがては利子を越える借入れ金の償却に及び、結局全借り入れ金を償却することにより、行おうとする<sup>(52)</sup>。国家はこの様にして一銭をも支払わず、但し長期間を要するという犠牲のもとで、地主の利害の可能な限りの配慮による急進の方策の回避と土地の全面的国有化という二重の目的を達成しえ、地代収入を全額国家の必要への財源にあてることが出来るが、かかる方策の根拠は、結局、一定領土内での人口増加と資本蓄積の進行による地代の年々の上昇の事実<sup>(53)</sup>に求められた<sup>(54)</sup>。ゴッセンは更に、特定私人に比べての国家の土地購買時での立場上の有利性をもこれに附加して<sup>(55)</sup>いる。

そこでゴッセンの表をもとに彼のプランを具体的に考察しよう。

今  $a$  を第 0 年度の地代、 $i$  を純利子率、 $z$  を地代の年上昇率、 $A$  を土地の価格とする。

第 1 表は  $a = 4000$ ,  $i = 4\%$ ,  $z = 1\%$ , 第 0 年度の地代率  $\left(\frac{a}{A}\right)$   $4\%$  という假定<sup>(56)</sup>

(51) 例えば *ibid.* p. 279

(52) *ibid.* p. 272

(53) *ibid.* p. 276

(54) *ibid.* p. 276

(55) *ibid.* p. 272 ワルラスは後に投機者と貯蓄保有者を区別し投機者の立場からは、ゴッセンの言う国家の土地購買に際しての立場上の有利性は保証されるが貯蓄所有者にとっては必ずしもそうでないという批判を与えている。この点は紙数の制約上省略したい。尚 *ibid.* p. 272 及び p. 338~p. 341 を参照されたい。

(56) ゴッセンの表は *ibid.* p. 274~p. 276 に掲載されている。尚  $z = 1\%$  と  $\nearrow$

1<sup>er</sup> TABLEAU.

$n$	$A_n$	$A_n^i$	$a_n$	$a_n - A_n^i$
0	100000	4000	4000	0
1	100000	4000	4040	40
2	99960	3998	4080	82
3	99878	3995	4121	126
4	99752	3990	4161	172
5	99580	3983	4204	221
6	99359	3974	4246	272
7	99087	3963	4288	325
8	98762	3950	4331	381
9	98381	3935	4374	439
10	97942	3918	4418	500
11	97442	3898	4462	564
12	96878	3875	4507	632
13	96246	3850	4552	702
14	95544	3822	4598	776
15	94768	3791	4644	853
16	93915	3757	4690	933
17	92982	3719	4737	1018
18	91964	3679	4784	1105
19	90859	3634	4832	1198
20	89661	3586	4880	1294
21	88367	3535	4929	1394
22	86973	3479	4978	1499
23	85474	3419	5028	1609
24	83865	3355	5078	1723
25	82142	3286	5129	1843
26	80299	3212	5180	1968
27	78331	3133	5232	2099

∨いう数字をゴッセンは  $a_n = a(1+z)^n$  という式に基づきプロシヤ及びイギリスの統計数値をもとに計算している。(ibid p. 270~p. 272)

## L. ワルラスの土地国有化論

71

$n$	$A_n$	$A_n^i$	$a_n$	$a_n - A_n^i$
29	73997	2960	5337	2377
30	71620	2865	5390	2525
28	76232	3049	5284	2235
31	69095	2764	5444	2680
32	66415	2658	5498	2841
33	63574	2543	5553	3010
34	60564	2423	5609	3186
35	57378	2295	5665	3370
36	54008	2160	5722	3562
37	50446	2018	5779	3761
38	46685	1867	5837	3970
39	42715	1709	5895	4186
40	38529	1541	5954	4413
41	34116	1365	6014	4649
42	29467	1179	6074	4895
43	24572	983	6135	5152
44	19420	777	6196	5419
45	14001	560	6258	5698
46	8303	332	6321	5989
47	2314	93	6384	6291
48	-3977		6448	

2<sup>e</sup> TABLEAU.

$n$	$A_n$	$A_n^i$	$a_n$	$a_n - A_n^i$
0	100000	4000	3333	-667
1	100667	4027	3366	-659
2	101326	4053	3400	-653
3	101979	4079	3434	-645
4	102624	4105	3468	-637
5	103261	4130	3503	-627
6	103888	4156	3538	-618
7	104506	4180	3573	-607
8	105113	4205	3609	-596



$n$	$A_n$	$A_n^i$	$a_n$	$a_n - A_n^i$
9	105709	4228	3645	-583
10	106292	4252	3681	-571
11	106863	4275	3718	-557
12	107420	4297	3754	-543
13	107962	4318	3793	-525
14	108487	4339	3830	-509
15	108996	4360	3869	-491
16	109487	4379	3907	-472
17	109959	4398	3947	-451
18	110410	4164	3986	-430
19	110840	4434	4026	-408
20	111248	4450	4066	-384
21	111632	4465	4107	-358
22	111990	4480	4148	-342
23	112322	4493	4189	-304
24	112626	4505	4231	-274
25	112900	4516	4274	-242
26	113142	4526	4316	-210
27	113352	4534	4359	-175
28	113527	4541	4403	-138
29	113665	4547	4447	-100
30	113765	4551	4492	-59
31	113824	4553	4536	-17
32	113841	4554	4582	+28

下で作成されている。この時購買価格は 100,000 とされ、償却は第 1 年度から始まり、第 47 年度に完了し、第 48 年度には国家は  $3977 + 6448$  を自由に処分し得ることになる。

一四五 第 2 表は  $a = 3333.33$ ,  $i = 5\%$ ,  $z = 1\%$ , 第 0 年度年度地代率 3.3% という仮定下で作成されている。ここでは負債額は第 32 年度まで上昇していき、第 33 年度からは減少に転じ、以後償却が行われる。

ゴッセンのプランは以上の様であるが、以下ワルラスに従い、ゴッセンへの評価及び批判を考察する。

ゴッセンは、J. ミルと異り、第1に土地の全面的国有化を主張し、第2に地主の利害への配慮を主張しつつ、急進的方策に反対し、摩擦を最少限に留めようとした。そしてこの二重の目的の実行為、長期間を要するという犠牲を伴った方策を案出した。ところで第1点に関してはゴッセンは広大で野心的であり、全租税の廃止という争う余地のない長所を示し、第2点については細心<sup>(57)</sup>である。ワルラスは、この様に評価し、以下考察する如き批判を行い、自己の議論へと移行していくが、とにかく細部の点を見捨てる時、ワルラスの土地国有化方策がゴッセンのアイデアに全面的に依拠していることは争う余地のないところである。ワルラスはゴッセンの功利主義的発想に不満を示しつつも、<sup>(58)</sup>とにかくゴッセンをして、社会問題解決上、物理学上のニュートンに比肩するという最大限の讃辞を送っているからである。<sup>(59)</sup>

そこで以下ワルラスのゴッセン批判に移る。ゴッセンは土地購買にあたり、国家は土地所有者の地代の将来上昇分への権利をも保証した価格を支払うべきと論じ、かかる慎重さはワルラスの自由主義的立場からも評価すべき特徴であった。だがゴッセンにはかかる価格の厳密な定式化が存在しない。ワルラスは後にかかる価格を normal price と名付け、それを地代の上昇の傾向がひとたび決定されれば、そこから数学的に導出され、かつ土地資本と動産資本の収益性の評価にあたり無差別とされる価格と規定している。<sup>(60)</sup> normal price の厳密な定式化及びその意味、更にワルラスが normal price 支払いを主張する理由は後述されるが、<sup>(61)</sup>ワルラスではかかる normal price を国家が支払うことが、土地所有者の利害への配慮、換言すれば既得権利の保証の具体的内容を与えるものと考えられ、<sup>(62)</sup>かかる立場からはゴッセンの第1、第2表は不完全となるのである。

第1表では土地価格Aは $\frac{a}{i}$ という式で算定されている。だが $\frac{a}{i}$ という式は、ワルラスによると、年々永久的に a だけの不変の所得をもたらす債券（資本）の価格の算定式である。従ってゴッセン第1表では、この算定式で土地の購買価格が評価されている。だが年々 4000 の所得を永久的にもたらす債券と、第0

(57) *ibid.* p. 272~p. 276

(58) *ibid.* p. 271.

(59) L. Walras, *Social, un économiste inconnu* H-H Gossen, p. 369.

(60) *op. cit.* 論文 A p. 277.

(61) 後述3. 2 土地 normal price についての補論。

(62) *op. cit.* 論文 A. p. 278.

年度 4000, だが以後年々 1% 上昇する所得をもたらす土地とが, 同一価格の場合, 当然投資家は土地に投資する。それ故土地価格は実際には 100,000 以上となっているはずで, 100,000 以上の価格が, ワルラスの normal price と考えられることになる。つまり 100,000 という価格は, 地主の地代上昇分への権利を全く保証しない価格であり, ゴッセンの立場に矛盾する価格である。

第 2 表では価格は第 1 表の如く  $\frac{a}{i}$  で算定されず, それ以上の価格がつけられている。それ故第 1 表の価格より, normal price に近いことは確かであるが, normal price の厳密な定式化が与えられていない限り, どれだけ normal price に近づいているかはわからない。ゴッセンはまた, 特定私人と比べての国家の立場上の有利性から, 国家はより normal price に近い価格で購買しようと論じるが, この点も normal price の定式化がない以上国家がどれだけこれに近づいているかは評価し得ない。この様にワルラスによると normal price の定式化を与えていない点に, ゴッセンの議論の最大の欠陥があることになる。<sup>(63)</sup> 従ってワルラスの土地国有化方策論の第 1 歩はかかる normal price の定式化を与えることから始まる。そしてワルラスは厳密に定式化せられた normal price に従い, 結局ゴッセンの第 1 第 2 表では, 国家はかかる価格以下の支払いを行っている<sup>(64)</sup>と断定し, ゴッセンの特徴の第 1 点地主の利害への配慮或いは既得権利の保証による急進的方策の回避は, 充分には満されていないと考える。

### 3. 全面的土地国有化方策論

以下の考察は 1. 土地の全面的国有化, 2. その際, 地主の既得権利を出来る限り配慮し, 不正を犯さず正義を実行すること, 更に同時に, 摩擦を避け急進的な方策を避けること, という二つの価値判断を所与として受け取り, そのもとで, かかる目標達成の手段の適合性を考察するという技術論的性格を持つものである。その際, 価値判断 2 の要求を如何に満足させるかが最大の問題点とされ, それ故に normal

(63) ワルラスによるとゴッセンは normal price 算定式を不完全であるが与えることを試みている。だが彼は表の作成において自己が与えたこの式に従っていない。(ibid. p. 273)

(64) 以上のワルラスのゴッセン批判については ibid. p. 276~p. 278. ibid. 338~p. 341 を参照されたい。

price の定式化が重視される。そしてかかる normal price の定式化は、本質上純理論的即ち純粹経済学的考察に属し、いまだ applied side の考察には属さないが、我々はワルラスが純理論的考察を媒介しつつ、これと同様抽象的或いは ideal な次元での applied side の考察に移行し、最後にこれを根拠に、一挙に現実的な具体的処方箋の提示に至るといふ手法を用いている点に注意すべきであろう。

### 3.1. 土地 normal price に関する純粹経済学的考察<sup>(65)</sup>

#### 3.1.1. 一時的及び永久的地代上昇の場合の normal price の公式<sup>(66)</sup>

L. ワルラスは土地購買者を 1. 土地に対する投資にあてられる貯蓄を保有する主体と 2. 投機者即ち土地購買の為の資金を借入れ、利子を支払いつつ、年々の地代を資本化しその利子を将来時点での土地購買価格に加算し、capital gain を得ようとする投機者に区別し、両者が土地購買時点で地代の特定期間(永久的或いは一時的)にわたる年定率  $z$  での上昇を予想している場合の、両者にとっての normal price の公式を導出し、それらが同一と結論している。<sup>(67)</sup>

最初に記号の約束を与える。

$A$  → 土地の normal price.

$a$  → 第0年度の地代

$z$  → 地代の年上昇率, 定数

$i$  → 純利子率, 定数

(65) 3.1 の部分は論文 A 中の II. Du prix des terres, Formule d'établissement du prix normal en cas de variation temporaire ou perpétuelle du fermage, III. Du prix des terres, Formule de variation du prix normal pendant la période de variation du fermage, に依拠している。我々は土地国有化論考察の立場から、必要とされる最小限の議論をのみ提示している。

(66) 3.1.1 は前註65の論文 A 中の II に依存している。

(67) この点及び以下の normal price 定式化については op. cit. 論文 A p. 279 ~ p. 284 参照のこと。

$m \rightarrow$  地代の上昇する期間

考察に入る前に以下の限定事項を与えておく。

1.  $z$ ,  $i$ の間には種々の関係を想定し得るが、我々は考察を  $z \geq 0$ ,  $i \neq z$  の場合に限定する。 $i = z$  については脚註的処理に委ねる。又  $0 > z$  についての考察は省略する。ワルラスは  $0 > z > -1$  についても考察しているが、地代が年々減少していくケースを便宜上購買者の予想の観点から非現実的と見なしておきたい。これは紙数の制約を考慮しての処置でもある。

2. 上述の記号のうち  $z$ ,  $m$  及び第1年度以降の  $i$  は、土地購買者の購買時点での予想値である。かかる観点から、 $z$ ,  $m$ ,  $i$  について簡単に論じおく。

ワルラスは地代の年上昇率  $z$  の背後にはある条件が存在し、この条件が変らぬ限り、 $z$  は不変に維持されると考え、予想者の立場からは過去の地代の上昇傾向が定率  $z$  での上昇を示す時、以後もかかる傾向の持続を予想することは <sup>(68)</sup> natural であると論じる。つまり予想者は  $z$  の背後の条件の変化までも予想する力を持たぬと見なすのである。これが  $z$  を定率とする理由である。

$i$  についても同様であり、土地購買者は純利子率  $i$  の将来動向への <sup>(69)</sup> 予想能力なしと見なされ、それ故定数とすることに理由ありとされる。

$m$  も予想値であるが、この際第  $m$  年度に地代は上昇を停止するが、以後この値を永久に持続するという予想がなされるとみなされる。かかる予想も購買者の立場からは、是認されると見る。

そこで最初に第0年度地代  $a$ , 地代上昇率が年定率  $z$ , そして第0年度を  $a$  として第1年度以降第  $m$  年度まで地代が上昇すると予想される時の、上記両主体にとっての土地 normal price の公式を結論的に

(68) *ibid.* p. 342.

(69) 純利子率  $i$  を定数とする仮定については 4. 土地国有化論の論評を参照されたい。

与えることにする。

$$A = \frac{a}{i(1+i)^m} \times \frac{i(1+i)^m - z(1+z)^m}{i-z} \dots\dots\dots (1)$$

がそれである。(70)  $m$ が∞つまり永久的地代上昇については、この式をもとに後に考察するが、まずこの式の導出につき上記両主体の各々に分け論じる。

(1) 投資にあてられる貯蓄を持つ主体にとっての土地 normal price の公式

第1にかかる土地購買者は第0年度（購買時点）から永久に年々  $a$  だけの地代を手に入れる。故にかかる地代をもたらず土地価格  $\frac{a}{i}$  を支払わねばならぬ。

第2に、第1年度に受け取る地代は、 $a$  から  $a(1+z)$  に上昇しており、第0年度から見る時地代は  $az$  だけ上昇している。そして土地購買者は第1年度以降永久に  $az$  だけの地代を受け取る。かかる  $az$  だけの地代をもたらず土地価格は第1年度で評価すれば  $\frac{az}{i}$  第0年度で評価すれば  $\frac{az}{i(1+i)}$  である。

第3に第2年度に受け取る地代は、 $a(1+z)^2$  である。第1年度から見る時地代は  $a(1+z)^2 - a(1+z) = a(1+z)z$  だけ上昇している。第2年度以降永久に  $a(1+z)z$  だけの地代をもたらず土地価格は第2年度で評価すれば  $\frac{a(1+z)z}{i}$ 、第0年度で評価すれば、 $\frac{a(1+z)z}{i(1+i)^2}$  である。

以下同様に考え、最後に第  $m$  年度を考える。第  $m$  年度に受け取る地代は  $a(1+z)^m$  であり第  $m-1$  年度から見て地代は  $a(1+z)^m - a(1+z)^{m-1} = a(1+z)^{m-1}z$  だけ上昇している。第  $m$  年度以降永久に  $a(1+z)^{m-1}$  だけの地代をもたらず土地価格は、第  $m$  年度で評価すれば

(70)  $z = i$  の場合は (1) 式は  $A = \frac{a}{i} + \frac{ma}{1+i}$  (1') 式となる。(op. cit. 論文A P. 284—285)

$\frac{a(1+z)^{m-1}z}{i}$ , 第0年度で評価すれば,  $\frac{a(1+z)^{m-1}z}{i(1+i)^m}$  である。

かくて第0年度に  $a$  だけの地代をもたらし, 以後第  $m$  年度まで定率  $z$  で上昇する地代をもたらし土地の第0年度での評価額は, 次の様になる。

$$A = \frac{a}{i} + \frac{az}{i(1+i)^1} + \frac{a(1+z)z}{i(1+i)^2} + \dots + \frac{a(1+z)^{m-1}z}{i(1+i)^m}$$

がそれである。計算の結果それは

$$A = \frac{a}{i(1+i)^m} \times \frac{i(1+i)^m - z(1+z)^m}{i-z} \dots \dots \dots (1)$$

となる。かくて上記主体にとっての土地の normal price の公式は既述の(1)式となる。

## (2) 投機者にとっての土地 normal price の公式

最初に土地の売値を地代上昇の事実への無知その他の理由で第0年度の地代  $a$  が恒常的に永久に成立すると予想し, 土地の売値を  $\frac{a}{i}$  と評価している売手を仮定する。この時投機者は  $\frac{a}{i}$  だけの資金を借入れればよく, 年純利子率  $i$  の時第  $m$  年度期初の負債額 (元利合計) は  $\frac{a(1+i)^m}{i}$  となる。他方彼は年々の地代を  $[a, a(1+z), a(1+z)^2, \dots, a(1+z)^{m-1}]$  という形で受け取り, それらを年純利子率  $i$  で資本化するとする。その場合第  $m$  年度期初の彼の貸方は  $a \frac{(1+i)^m - (1+z)^m}{i-z}$   $\dots \dots (a)$  となる。それ故貸方と借方の差額は  $a \frac{(1+i)^m - (1+z)^m}{i-z}$   $-\frac{(73)}{a} \frac{(1+i)^m}{i} \dots \dots (b)$  となる。更に彼が第  $m$  年度に土地を売却するとき, その価格は  $a \frac{(1+z)^m}{i} \dots \dots (c)$  となるから, 結局かかる投機の capital gain は, 両者の合計であり, 第  $m$  年度では  $az \frac{(1+i)^m - (1+z)^m}{i(i-z)} \dots \dots (d)$  となり, 第0年度では

(71)  $z = i$  については前註 (70) 参照。

(72) 以上については cf. op. cit. 論文 A. p. 279—p. 281.

(73) 何故ならば,  $a(1+z)^{m-1} + a(1+z)^{m-2}(1+i) + a(1+z)^{m-3}(1+i)^2 + \dots + a(1+i)^{m-1} = a \frac{(1+i)^m - (1+z)^m}{i-z}$  であるから。(ibid. p. 252—p. 283)

$\frac{az}{i(1+i)^m} \times \frac{(1+i)^m - (1+z)^m}{(i-z)} \dots\dots(e)$  となる。それ故もしかかる値が  $> 0$  であるなら、彼の投機には意味があることとなり、かかる利得を求め投機者は土地を買い続けるであろうから、土地価格の上限つまりかかる予想をいなく投機者にとり利得ゼロとなる normal price は、  
 $\bar{A} = \frac{a}{i} + \frac{az}{i(1+i)^m} \times \frac{(1+i)^m - (1+z)^m}{i-z} \dots\dots(f)$  となる。そして(f)式は(1)式と同値であることがわかる。<sup>(74)</sup>

かくて上記二つの主体にとり土地 normal price は結局同一式(1)で与えられることがわかる。但し(1)式は  $m$  が有限値 ( $m=0$  を含む) の場合であったから、次に  $m \rightarrow \infty$  の場合つまり永久的地代上昇の場合を考察する。<sup>(75)</sup>

(3)  $m \rightarrow \infty$  即ち永久的地代上昇の場合の土地 normal price の公式我々はこの場合を (イ)  $z > 0, z > i$  の場合 (ロ),  $z \geq 0, i > z$  の場合に分ち考察する ( $i = z$  の場合は脚註にて与える)。この為(1)式を次の(g)式に変形する。

$$A = \frac{a}{i} \times \frac{i - z \left( \frac{1+z}{1+i} \right)^m}{i - z} \dots\dots(g)$$

(g)式から(イ)の場合には  $m \rightarrow \infty$  の時  $A \rightarrow \infty$ , (ロ)の場合には  $m \rightarrow \infty$  の時  $A = \frac{a}{i-z}$  となる。(但し  $z = 0$  の時は  $A = \frac{a}{i}$  でこれは  $m = 0$  の値と同値である)<sup>(76)</sup>

(74) 以上については cf. op. cit 論文 A p. 282—p. 284.

(75) 投機者にとっての土地 normal price は  $i = z$  の場合には以下の様に考察される。本文中の(a)式はこの場合には  $a(1+z)^{m-1}m$  となる。故に(b)式は  $a(1+z)^{m-1}m - a \frac{(1+z)^m}{i}$  となる。更に(c)式は  $\frac{a(1+z)^m}{i}$  のままであるから(d)式は  $a(1+z)^{m-1}m$  となり(e)式は  $a \frac{(1+z)^{m-1}m}{(1+i)^m}$  となりこれに  $\frac{a}{i}$  を加えて  $\frac{a}{i} + \frac{a(1+z)^{m-1}m}{(1+i)^m}$  となる。 $z = i$  であるからこの式は  $\frac{a}{i} + \frac{ma}{(1+i)}$  となりこれは (1') 式に他ならない。

(76) 以上については op. cit. 論文 A. p. 285—q. 286.

$i = z$  の場合について、考察しておく。



以上をワルラスは次の様に命題化する。

命題 1. 地代  $a$  が永久的上昇を続ける場合そして  $z \geq i$  の場合には土地 normal price は無限大となる。

命題 2. 地代  $a$  が永久的上昇を続ける場合そして  $i > z$  の場合には土地 normal price は  $A = \frac{a}{i-z}$  となる。<sup>(77)</sup>

命題中には、我々が脚註で処理した  $z = i$  の場合も含まれていることに注意すべきである。更に上記二命題と公式(1)とが土地 normal price の公式を与えるものであり、本項での考察の成果であることを附加しておく。但し後の我々の考察にとり有意味であるのは、命題 2 及び公式(1)である。命題 1 は normal price が無限大となる場合で、もし国家が normal price での購買を行なわねばならぬなら、当初より問題外となるからである。換言すれば永久的地代上昇が予想されかつ  $z \geq i$  の場合にはワルラスの立場からの土地国有化は断念せざるを得ぬことになる。

### 3.2. 土地 normal price についての補論

ワルラスにとり、normal price の定式化はゴッセン批判の論理的成果であると共に、ゴッセンの主張した地主の既得権利の保証、従って不正を犯さず正義を実現し、摩擦を避け漸進的に理念を現実化するというワルラスの立場からも重要な意味を持つものであった。それでは何故ワルラスにとり normal price の支払いが地主への権利保証を裏づけることとなるのであろうか。この点を若干考察する必要がある。

まず normal price の特徴についてワルラスの論旨を補いつつ考察しよう。<sup>(78)</sup>

∨  $i = z$  の場合は  $A = \frac{a}{i} + \frac{m a}{(1+i)}$  であった。故に  $m \rightarrow \infty$  の場合  $A \rightarrow \infty$  となる。この場合は  $z = 0$  を含んでいるが、 $i = z = 0$  は非現実的であるから、考慮する必要はない。

(77) *ibid.* p. 286—p. 287 におけるワルラスの命題化と比較せよ。我々の表現は簡略化されているが意味は同一である。

(78) ワルラスは論文 A では normal price 定式化とその簡単な規定を与え、

第1に、normal price とはその価格で土地資本の需給が土地資本の市場で成立する様な均衡価格である。

第2に、市場に参加する売手買手の各々が、各々価格受容者の位置に立ち、auctionner が叫ぶ価格に適応するといった市場行動を取ると考えることが、ワルラスの立場からは論旨を明晰にするであろう。

第3に、かかる市場へ参加する売手買手の各々は、各々地代の将来動向や純利子率について仮定された様な予想をいただき、各々の売値買値を評価しつつ、それを念頭に置き、叫ばれた価格に反応し、かかる弱気強気の交錯と市場の競争的メカニズムにより、normal price が形成されると考え得るであろう。

第4に、それ故上記の我々が考察した二つの主体とは、彼等が各々の予想のもとに(1)式或いは命題2の中の式に従い算定した価格が、まさに上述の均衡価格である様な、その様な予想をいただく主体であり、言うなれば代表的主体或いは一種のフィクショナルな主体であると解釈すべきであろう。それ故かかる主体の予想は社会的に形成せられた予想と考えられ、その意味で客観的性格を持つ。

第5に、かかる主体による土地の購買は、彼等の予想が完全である限り、如何なる capital gain をももたらさず、他の動産資本例えば年々  $a$  だけの所得を永久にもたらず債券への投資と土地への投資は無差別になるであろう（かかる主体以外の主観的な capital gain の予想も事実上裏切られるであろう）。

第6に、購買者たる国家は他の私的購買者と共に買手として土地市場に参加し、その際自己の価格を評価しつつ、あくまで price taker としての位置を維持しなければならない。そして形成された均衡価格で土地を購買することにより、地主の利害を値う限り保証しようということになる。

---

∨のみでより立ち入った規定を与えていない。以下我々自身の解釈に基づき補論したい。

ところでこの第6点には、もう少し立ち入った考察が必要である。ワルラスにとり土地国有化は正義の実行である。だが不正を犯さず正義を実行するのでなければ、正義自体が冒瀆されるという考え方をワルラスは主張する。<sup>(79)</sup>そして以上の性格を持つ normal price での購買は、不正を犯さず正義を実現するという考え方に合致すると我々は解釈しうる。では何故そうなるのか。我々は、この為全面的土地国有化を論じた論文より、<sup>(80)</sup>所有の理論を展開した論文の論旨を援用しうるのではないかと考える。ワルラスはそこで人的資本の私有化、土地の国有化が正義に合致するという論証に際し、彼の所謂補助定理を使用している。<sup>(81)</sup>そして補助定理Ⅱ特にその後半が我々にとり意味を持つ。即ち「一つの物の所有者はその物の価格の所有者である。但しこの時次の条件が不可欠である。つまりかかる交換行為が売手買手の双方に何んらかの非自発的な犠牲をもたらさぬこと、それである」がそれである(その後半とは「但し」以下の章句をさす)。いうまでもないがこの補助定理はワルラスの価値判断の表現に他ならない。そして土地私有が歴史的に慣行的或いは合法的に承認せられていた場合、たとえその根拠が如何に薄弱であろうとも、一方的にその私有を否定することは<sup>(82)</sup>既得権利の侵害であるという立場から、国有化以前の私有段階では地主は当然私有する土地の価格の所有者と<sup>(83)</sup>考え得ることになる。補助定理Ⅱの前半はこの論拠として使用しうる。次にその後半は地主が何んらの犠牲をもちょうむらず自発的に土地を売却しうる<sup>(83)</sup>ことが、前半即ち

(79) 前註24参照のこと。

(80) 論文Aのこと。

(81) 前註2

(82) 前註4

(83) 我々はワルラスの不正を犯さず正義の実行とか(Social. p. 446) 地主の利害の配慮を示す点でゴッセンを評価した論述とか(Social. p. 303) 部分的土地国有化方策で言及する地主への補償についての議論とか(Social. p. 409) 急進的方策を回避し漸進性を主張する自由主義的主張とか(例えば Social. p. 3—p. 24) の種々の論述の文脈からこの様に表現しうる思想の存在を読み取り得る。

土地の価格の真の所有者たらしめるに必要でありかつ正義の要件たることを示唆している。このことからワルラスが地主への支払価格の評価にあたり補助定理Ⅱの後半の要求を貫徹せねばならぬと考えるものと我々は解釈しうる。かつて我々はこの後半の要求を満す如き交換様式を広義のジェボンズ式交換と名付けたが、その典型としてワルラスは、彼の所謂 *troc jevonian*、換言すれば完全競争的な市場を指摘して<sup>(84)</sup>いた。故に今地主が自発的に土地を手離す時、土地が売却される市場は、そこで所謂広義のジェボンズ式交換が行なわれる如き市場でなければならない。ところで上記土地 *normal price* が形成される市場形態は完全競争モデルでの個々の市場が備えねばならぬ要件を満たすものである。それ故それはワルラスの所謂 *troc jevonian* の様式を従って我々の広義のジェボンズ式交換様式を満たす。この事がワルラスにとり、*normal price* を土地購買に際し支払うことが正義に矛盾せぬ理由を成すと、我々は解釈しうる。売手買手が自発的に市場に参加し、双方の利を求め非自発的犠牲を受けることなく、交換が行なわれ、そこで形成される価格、これを支払うことがワルラスにとっては肝要のことであった。何故にそれが肝要であるかは、不正を犯さず正義を実現する為、摩擦なしに着実に土地国有化の理念を実行する為以外の何物でもなく、そこにゴッセンから学んだものを最大限に生かすという意図以外の何物でもなかった。しかしながらこの様な配慮は事柄の一面に過ぎない。より肝要な事は土地所有者全てに自発的に土地を手放させることである。この為こそワルラスは土地国有化が正義に合致する

(84) ワルラスは交換様式の典型として彼が *troc jevonien* と名付けるものと *troc gossenien* と名付けるものを区別し、前者を補助定理Ⅱ後半の要求を充たす一つの規準と考えている。我々はかつて補助定理Ⅱ後半の要件を充たす交換様式をワルラスに示唆され広義のジェヴォンズ式交換と名付け、ワルラスの所謂ジェヴォンズ式交換がその一典型であるという解釈を与えた。前掲拙著 2.7 社会経済学特に所有論と純粹経済学との関連について (p. 111—p. 117) また、L. Walras. *Social, Théorie de la propriété* p. 207—p. 212.

という論証を与えねばならなかった。土地所有者の理性に訴えること、この事が回避し得ぬ問題であったし、J. ミルやゴッセンの如く単純な功利主義的発想を取り得なかった理由にもなる。ワルラスは歴史の進行を現実の理念化→理念の現実化というシェーマで捉え歴史における理性の相対的優位を主張した。この考え方は勿論問題を含むかも知れぬし、ワルラス自身の理想の現実への投影による認識の歪曲を含むかも知れない。けれども彼の理想に照らす時、ワルラスにとっては歴史の変革は、流血の惨事を伴ってはならず、栄光の背後に多くの悲惨を残してはならなかったのである。これをワルラスは知性の貧困に求め人間知性の進化は流血の惨事を回避し得ると信じた。<sup>(85)</sup>この思想に忠実たらんとすることが、この土地国有化方策の中にも如実に現われていると我々は解釈するのである。

### 3.3. 地代上昇が始って以来<sup>(86)</sup> n年間経過した時の即ち第n年度の土地 normal price の公式

第n年度の地代は  $a(1+z)^n$ 、地代上昇の残り期間は第m年度まで地代が上昇し続ける場合  $m-n$  年間である。それ故公式(1)の  $a$  の代りに  $a(1+z)^n$ 、 $m$  の代りに  $m-n$  を代入すると、第n年度の土地 normal price は次式(2)で与えられる。

$$A_n = \frac{a(1+z)^n}{i(1+i)^{m-n}} \times \frac{i(1+i)^{m-n} - z(1+z)^{m-n}}{i-z} \dots\dots\dots (2)$$

$m \rightarrow \infty$  の場合は、(2)式から、 $z > 0$ 、 $i > z$  の場合に限り ( $\because z \geq i$  の場合は  $A_n \rightarrow \infty$ )、<sup>(87)</sup>(2')式で与えられる。

$$A_n = \frac{a(1+z)^n}{i-z} \dots\dots\dots (2')$$

以上の考察の意味は後に明らかにされる。

(85) 拙稿「ローザンヌ学派の特質」(大阪府立大学, 経済研究, 第13巻, 第6号, 昭和43年12月) 2. 2 L. ワルラスに固有の実質的特徴, 一科学的経済社会政策の概念 (p.156—p.170) を参照されたい。

(86) 3.3の議論は論文 A III (前註69) に依拠している, 但し以下の議論に必要なもののみが提示されている。

(87) cf. op. cit. 論文 A p.291—p.293.

### 3.4. 地代を介しての購買価格償却の公式——国家による土地の購買<sup>(88)</sup>(1)

以上、3.1 及び 3.3 は土地 normal price に関するいわば純粋経済学的考察であった。そこでの認識目的は純粋な知的関心から設定せられたと考えることも出来る。そして我々はワルラスの多岐にわたる考察から、我々の以下の目的、即ち国家による normal price での土地買上げの場合、地代の上昇を介して借入金の元利の償却は可能であるか、という実践的目的の解明に有意味な範囲内での最小限の純粋経済学的考察を提示した。だが 3.4 以下では依然理論的水準ではあるが、上記純粋経済学的考察を媒介しつつ applied side に属する考察が行なわれる。3.4 では特に国家がある価格  $A'$  で第 0 年度に借入金により土地を購入した場合、以後地代の年々の定率  $z$  での上昇を介し償却を行なうとき、如何なる条件の下で国家はいつ償却を完了できるかが考察される。

国家の第  $n$  年度期初の負債額は、第  $n$  年度期初の借入金の元利合計から第 0 年度から第  $n-1$  年度まで得た地代を資本化して得られた利得を差し引いたものである。結果のみ示せば、それは(3)式で与えられる。<sup>(89)</sup>

(88) 3.4 の議論は、論文 A, IV. Du rachat des terres par l'Etat, Formule d'amortissement du prix d'achat au moyen du fermage (p. 303—p.312) に依拠している。

(89) 以上は ibid. p.304—p.305 尚第  $n$  年度期初の借入金の元利合計は  $A'(1+i)^n$  である。

他方第 0 年度から第  $n-1$  年度までに受け取る地代は  $[a, a(1+z), \dots, a(1+z)^{n-1}]$  でありこれを純利率  $i$  で資本化するときその合計は  $a(1+i)^{n-1} + a(1+z)(1+i)^{n-2} + \dots + a(1+z)^{n-1} = a \frac{(1+i)^n - (1+z)^n}{i-z}$  である。尚  $i = z$  の場合(3)式は(3')式となる。 $A_n = A'(1+i)^n - a(1+i)^{n-1}n - (3')$ , (ibid. p.304—p.305)

(3)は国家が毎期の利子額を毎期の地代により、各期にいちいち、償却するときの、第  $N$  年度期初の負債額に等しい。地代収入は、 $[a, a(1+z)^1, \dots, a(1+z)^{n-1}]$

$$A_n = A'(1+i)^n - a \frac{(1+i)^n - (1+z)^n}{i-z} \dots\dots\dots (3)$$

それ故(3)式により国家が償却を完了する時点を算定できる。今第N年度期初に償却が完了すると仮定すれば、 $A_N = 0$  から、かかるNは(4)式で与えられる。<sup>(90)</sup>

$$N = \frac{\log\left(1 - \frac{A'}{a}(i-z)\right)}{\log\left(\frac{1+z}{1+i}\right)} \dots\dots\dots (4)$$

そこで(4)式より (イ)  $z > i$  (ロ)  $z < i$  についてNが  $> 0$  で実数値を取る条件を求めると次の様になる。

(イ),  $z > i$  の時  $N > 0$ , 実数

(ロ),  $z < i$  の時  $\frac{a}{i-z} > A'$  ならば  $N > 0$  で実数, がそれである。<sup>(91)</sup>

ワルラスは以上を次の様に命題化する。但し命題3の中には  $z = i$  の場合が含まれている。

命題 3. 地代の上昇率が純利子率に等しいか大である社会では ( $z \geq i$ ) 国家はある価格で土地を購入しその為の借入金を年々の地代により償却できる。

命題 4. 純利子率が地代上昇率を越える社会では ( $i > z$ ), 国家は  $\frac{a}{i-z} > A'$  という条件下でのみ, ある価格で土地を購入し, その

$\sqrt{+z)^{n-1}}$  であり, 每期利子支払額は各期に償却されるとき,  $A'i$  である。故に, 第N年度期初の負債額は,

$$\begin{aligned} & A' - (a - A'i)(1+i)^{n-1} - \{a(1+z) - A'i\}(1+i)^{n-2} - \dots - \{a(1+z)^{n-2} - A'i\} \\ & (1+i) - \{a(1+z)^{n-1} - A'i\} = A' + A'i\{(1+i)^{n-1} + (1+i)^{n-2} + \dots + (1+i) + 1\} \\ & - a\{(1+i)^{n-1} + (1+z)(1+i)^{n-2} + \dots + (1+z)^{n-2}(1+i) + (1+z)^{n-1}\} \\ & = A'(1+i)^n - a \frac{(1+i)^n - (1+z)^n}{i-z} \end{aligned}$$

であるからである。

(90) *ibid.* p.307—p.308  $z = i$  の場合は(3')式から(4)式は

$$A'(1+i)^N - a(1+i)^{N-1} \times N = 0 \quad \therefore A'(1+i) = aN$$

一一一

$$\therefore N = \frac{A'(1+i)}{a} \quad (4') \quad \text{となる。}$$

(91) *ibid.* p.308—p.310  $z = i$  の場合には(4')式から  $N > 0$  で実数であることがわかるであろう。( *ibid.* p.309.)

為の借入金を年々の地代により償却できる。<sup>(92)</sup>

但しワルラスは命題 3.4 の成立には次の条件が付加される必要があると論じる。即ち地代の上昇期間  $m$  (第 0 年度地代を  $a$  として第  $m$  年度まで定率  $z$  で上昇し続ける場合、 $m$  を地代の上昇期間と定義する) は少くとも償却に要する年数に等しくなければならないこと、<sup>(93)</sup> 即ち  $m \geq N$  がそれである。このことは  $A_n$  式の導出に含意せられていたが、命題 3.4 中のある価格はかかる条件を満たさねばならず、かつ命題 4 についてはその中の条件を満たさねばならない。そして以下考察する様に normal price はこのある価格には入らない。

### 3.5. normal price 支払いの場合における償却の不可能性について——国家による土地の購買<sup>(94)</sup> (2)

3.4 で、我々は命題 3 及び 4、その付加的条件  $m \geq N$  を満たすある価格  $A'$  で、国家が土地を購入したならば、国家は借入金を地代の上昇を介し、いつかは必ず償却できることを論証した。けれどももし国家が normal price で土地を購入したならば、命題 3 及び 4 は否定される。つまり normal price で土地が購買される場合償却は全く不可能となる。ワルラスはこの点について以下考察する証明と、 $m$  が有限値即ち一時的地代上昇に限り、 $A'$  が normal price ならば、条件  $m \geq N$  が否定されるという別証とを与えている。後者を我々は 3.6 で考察するであろう。

我々は (イ)  $m \rightarrow \infty$  の場合と (ロ)  $m$  が有限値の場合に分ち考察したい。

(イ)  $m \rightarrow \infty$  の場合

我々はその為、先に導出した命題 1, 2 と命題 3, 4 とを比較する。

(92) *ibid.* p. 309—p. 310. 命題の表現はワルラスと同一の意味であるが簡略化されている。

(93) *ibid.* p. 310.

(94) 3.5 の議論は論文 A. VI. *Impossibilité de l'amortissement en cas de paiement du prix normal* に主として依拠している。



命題2と命題4の比較、命題4は  $z \geq 0, i > z, \frac{a}{i-z} > A', m \geq N$  ならば  $N > 0$  で実数値というものであり、命題2は  $z \geq 0, i > z, m \rightarrow \infty$  ならば  $A = \frac{a}{i-z}$  というものであった。それ故この二つの命題は比較しうる。今命題4の  $A'$  に  $A$  即ち normal price を代入すると矛盾が生じる。故に  $A'$  が  $A$  の時には命題4は否定される。即ち  $N > 0$ , 実数値という結論は否定され償却は不可能となる。

命題3と命題1との比較、命題3は  $z > 0, z \geq i, m \geq N$  ならば  $N > 0$  実数値というものであり、命題1は  $z > 0, z \geq i, m \rightarrow \infty$  ならば  $A \rightarrow \infty$  を示した。故に命題3と比較しうるものは命題1であるが、命題1は  $A \rightarrow \infty$  の場合にあたり、当初より問題とならず、従って命題3も我々にとり無意味となった。<sup>(95)</sup>

かくて次の命題5が成立する。

命題5、永久的地代上昇の場合 ( $m \rightarrow \infty, z \geq 0$ ) もし normal price が支払われるなら、地代の上昇を介し購買価格を償却することは不可能である。<sup>(96)</sup>

(ロ)  $m$ が有限の場合

第  $n$  年度期初の負債額は既述の(3)式が与える。今(3)式の  $A'$  に仮定により、(1)式が与える normal price を代入するとき、(h)式が得られる。<sup>(97)</sup>

(95) cf. *ibid.* p.325—p.327.

(96) *ibid.* p.327 ワルラスの命題と我々の命題は前者が永久的地代減少の場合を含んでいる点で異なる。我々は  $z \geq 0$  の場合に議論を限定しているからである。

(97) *ibid.* p.327  $i = z$  の場合には次の様になる (*ibid.* p.329—p.330)

(3') 式  $A_n = A'(1+i)^n - a(1+i)^{n-1}n$  の  $A'$  に (1') 式  $A = \frac{a}{i} + \frac{ma}{1+i}$  を代入すると (h') 式が得られる。

$$\begin{aligned} A_n &= \left( \frac{a}{i} + \frac{ma}{1+i} \right) (1+i)^n - a(1+i)^{n-1}n = \frac{a(1+i)^n}{i} + (1+i)^{n-1}(ma - na) \\ &= \frac{a(1+i)^n}{i} + a(1+i)^{n-1}(m-n) - (h') \end{aligned}$$

$$A_n = \frac{a(1+z)^n}{i(1+i)^{m-n}} \times \frac{i(1+i)^{m-n} - z(1+z)^{m-n}}{i-z} \dots\dots\dots (h)$$

ところで(h)式は既述の(2)式に他ならない。(ここで normal price の変化の公式を与えた'3.3の純粹経済学的考察が生かされていることが分るであろう)。かくて国家は各瞬間に土地の normal price に等しい負債額を負っていることになる。更にこの期間に受け取る地代の額  $a(1+z)^n$  は、負債の年々の利子額を支払うに十分でない。何故なら(h)式  $\times i$  で示される第 n 年度利子額は

$$\frac{a(1+z)^n}{(1+i)^{m-n}} \times \frac{i(1+i)^{m-n} - z(1+z)^{m-n}}{i-z}$$

$$= a(1+z)^n + \frac{a(1+z)^nz}{(1+i)^{m-n}} \times \frac{(1+i)^{m-n} - (1+z)^{m-n}}{i-z} \dots\dots\dots (i)$$

であり右辺右項は  $> 0$  だからである。故に負債額は増加していくが他方経過すべく残されている地代上昇の期間の故に土地の normal price もこれに等しい額だけ上昇していく。(100)そして地代上昇の停止時点  $m = n$  では、負債額と土地の normal price とは同一となり、更に第 m 年度以降年々の地代は年々の負債利子額に等しいことがわかる。何故なら第 n 年度の normal price を与える(2)式に  $m = n$  を代入すると  $A_m = \frac{a(1+z)^m}{i}$  となり、他方 m 年度期初の負債額は(h)式の n に m を代入して  $A_m = \frac{a(1+z)^m}{i}$  となるからであり、更に第 m 年度の地代額は  $a(1+z)^m$ 、支払利子額  $a(1+z)^m$  で、もはや負債の増加は生じない。(101)

(98)  $i = z$  の場合の(2)式に該当する(2')式は  $A_n = \frac{a(1+i)^n}{i} + a(m-n)(1+i)^{n-1} \dots\dots (2')$  であり、これは(h')式に等しい。

(99)  $i = z$  の場合も同様である。(h')  $\times i$  は、 $a(1+i)^n + a(1+i)^{n-1}i(m-n)$  となり、右項は  $> 0$  だからである。

(100) *ibid.* p.328.

(101) *ibid.* p.328—p.329.  $i = z$  の場合も同様である。第 m 年度の土地 normal price はこの場合には(2)式から  $A_m = \frac{a(1+z)^m}{i}$  他方第 m 年度期

かくて次の命題6が成立する。但し命題6には  $z = i$  の場合も含まれている。

命題6 土地購買に際し、normal price が支払われる場合、地代上昇を介し購買価格を償却することは、<sup>(102)</sup> 一時的地代上昇の場合にも不可能である。

以上から地代の年定率  $z$  での一時的上昇永久的上昇にかかわりなく、国家が normal price で土地を購買する場合、地代上昇を介し、購買の為の借入金を償却することは、不可能であるという重要な結論が論証されたことになる。

### 3.6. 購買価格償却の可能性について——国家による土地の購買<sup>(103)</sup>

それでは3.5の結論から、国家が normal price 以下を支払ってのみ購買をなしうるという結論を我々は導出しなければならぬであろうか。もしそうであるなら、それはワルラスの立場に矛盾することとなる。ワルラスでは、土地購買時点で、国家が normal price を支払うことこそ、土地所有者の利害への慎重な配慮を意味し、予想される摩擦を最小限にくだとめ、不正を犯さず正義を実行しうる方法であったからである。以下この点を考察する。

ワルラスは、かかる考察を、 $m \rightarrow \infty$ ;  $z > 0$ ,  $i > z$  の場合にのみ限定して与えているが、我々はワルラスの議論にインプリシットに含まれている考え方をもとに、 $z > 0$ ,  $i \neq z$  という場合についての考察を付加したい<sup>(104)</sup> ( $i = z$  は脚註で与える)。そしてかかる考察の目的

∨初の負債額は (h') 式から  $\frac{a(1+z)^m}{i}$  である。(ibid. p.330)

(102) ibid. p.331 但しワルラスの命題中には一時的地代減少の場合が含まれている。

(103) 3.6(1)の議論は、論文 A. VII. Critique de la théorie de Gossen. Possibilité de l'amortissement grâce à l'élévation du taux d'accroissement du fermage cp.338 以下) に依拠している。

(104) ibid. p.331—p.333 の議論がそれである。

は 3.5 での結論の否定であるが、その際否定のきめ手は、3.5 での結論の前提即ち土地資本の売手買手が normal price を算定する際に基礎とした予想の完全性という前提の否定である。これはワルラス自身の論証、我々自身の論証に共通するものである。

(1) ワルラスの考察

結論的に言えば  $m \rightarrow \infty$  即ち永久的地代上昇の場合、 $i > z$  なら、 $z$  が定率のままである限り、normal price での購買の場合、償却は不可能であったが、 $z$  がある年度に  $z'$  に上昇し以後  $z'$  が半永久的に続くなら、償却は可能となるというのが、ワルラスの論旨である。ワルラスは  $z$  の背後にはある条件が存在し、この条件が変れば  $z$  は  $z'$  に上昇すると考え、この条件の変化は人口増加資本蓄積の進行下では可能であるとし、特に国家は自らのイニシャティブによりこの条件の変化を作り出し得ると論じる<sup>(105)</sup>。

今、第  $m$  年度に地代上昇率が  $z'$  に上昇したと仮定する。その時、第  $m$  年度から出発した各年度期初の負債額は、第 0 年度から経過した年数  $n$  の函数として(5)式で与えられる<sup>(106)</sup>。

$$A_n = \frac{a(1+z)^n}{i-z} (1+i)^{n-m} - a(1+z)^m \frac{(1+i)^{m-n} - (1+z')^{m-n}}{i-z'} \dots (5)$$

従って(5)式から第  $N$  年度期初に償却が完了すると仮定し、かかる  $N$  を求めると(j)式が得られる。

$$N = m + \frac{\log\left(1 - \frac{i-z'}{i-z}\right)}{\log\left(\frac{1+z'}{1+i}\right)} \dots (j)$$

(105) 尚ワルラスが  $m \rightarrow \infty$ 、 $z \geq i$  の場合を考察の対象としなかったのはこの場合には normal price が命題 1 より  $\infty$  となって問題外の事柄となるからである。また  $m$  有限の場合の考察を明示的に与えていない理由ははっきりしない。

(106) (5)式は次の様にして得られる。第  $n$  年度期初の負債額を与える(3)式の  $A'$  に  $\frac{a(1+z)^m}{i-z}$  を  $a$  に  $a(1+z)^m$  を  $n$  に  $n-m$  を代入した結果が(5)式である。第  $m$  年度の土地 normal price は  $m \rightarrow \infty$   $i > z$  の場合の(2')式即ち  $\searrow$

(j)式右辺は  $z \geq i$  に拘りなく常に  $> 0$ , 故に  $N$  は  $> 0$  で実数, かくて償却はいつかは必ず完了することがわかる。<sup>(107)</sup>

そこで次に、ワルラスに従いゴッセンの第2表を修正した数値に基づき具体的説明を与えよう。ゴッセン第2表は  $a = 3333.33$   $z = 0.01$   $i = 0.04$   $A = 100,000$  で背後で永久的地代上昇が仮定されていた。だがこの数字例では  $A = 100,000$  は、ワルラスの normal price の算定式(1)によるとき normal price 以下である。そこでワルラスは  $A = 100,000$  を normal price とした時,  $z = 0.01$ ,  $i = 0.04$   $m \rightarrow \infty$  として  $a$  の値を 3000 と算定し, ゴッセン表を修正する。そこで第10年度から  $z = 0.01$  が  $z' = 0.02$  に上昇し, 以後その率を続けると仮定し, 償却がいつ完了するかを算定する。結論のみ論じると, (5)式をもとに  $N \doteq 65$  という値が求められる。<sup>(108)</sup> つまりこの数字例では国家は購買時点から約65年後に当該土地を完全に国有化し得ることになる。もとより仮定した数値に  $N \doteq 65$  は依存するが, 以上の例はワルラスが, かなりの長期を要する計画を念頭に持っていたことを推察する一つの手掛りになるかも知れない。<sup>(109)</sup>

## (2) 我々の考察

我々は 3.5 で省略したワルラスの別証をもとにこの点を考察する。我々は 3.5 で (3)(4) 式をもとに  $AN = 0$  となる  $N$ , つまり償却完了の年度  $N$  を算定し, 命題 3.4 を導出したが, 命題 3.4 はともに付加的条件としての  $m \geq N$  を満たさねばならなかった。だが(4)式の  $A'$  を今 normal price  $A$  とする時,  $m \geq N$  という条件は否定される。その事を示す為, normal price を示す公式(1)を  $m$  について解くと (k) 式が得

$$\searrow A_m = \frac{a(1+z)^m}{i-z} \text{ で与えられたからである。 (3.3参照のこと)}$$

一  
二  
五

(107) かかる論証をワルラスは明示的に与えていない。但し(5)式の導出は行っている。

(108) *ibid.* p.345

(109) 以下の考察の手掛りを与えるものは *ibid.* p.331—p.333 の議論である。

られる。

$$m = \frac{\log \frac{i}{z} + \log \left( 1 - \frac{A}{a}(i-z) \right)}{\log \frac{1+z}{1+i}} \dots\dots\dots(k)$$

そして(4)式の A' に A を代入した(1)式

$$N = \frac{\log \left( 1 - \frac{A}{a}(i-z) \right)}{\log \frac{1+z}{1+i}} \dots\dots\dots(1)$$

から、N - m を求めるため (k) 式を引くと (m) 式が得られる。

$$N - m = \frac{\log \frac{i}{z}}{\log \frac{1+i}{1+z}} \dots\dots\dots(m)$$

ところでこの差 N - m は  $i \geq z$  の如何に拘りなく必ず  $> 0$  である。  
故に  $N > m$  であり  $m \geq N$  という条件は否定される。<sup>(110)</sup>

換言すれば、国家による土地購買時点での normal price 算定の基礎にあった予想が完全であるとき、地代の年定率 z での上昇は償却の完了する時点まで続かず、その手前で停止することになる。けれどももしかかる予想が完全でなければ、つまり予想を裏切って実際上は地代が N 年度まで或いはそれ以後も、少くとも年定率 z で、上昇し続けるならば償却は可能となるであろう。これが我々の考察である。

(110) ここまではワルラスに存在する。ibid. p.331—p.333. 但しワルラスには以後の議論は存在しない。

z = i の場合は次の様になるであろう。(k) に対応する (k') は (1') から m を求めることで  $m = \frac{\left( A - \frac{a}{i} \right) (1+i)}{a} \dots\dots\dots(k')$  となる。

また (4') 式の A' に A を代入した (1) 式に対応する (1') 式は、

$$N = \frac{A(1+i)}{a} \dots\dots\dots(1')$$

となる。故に (m) に対応する (m') 式は、

$$N - m = \frac{A(1+i)}{a} - \frac{A(1+i) - \frac{a(1+i)}{i}}{a} = \frac{1+i}{i} > 0 \text{ となる。故にこの場合も } N > m \text{ (ibid. p.332)}$$

ところでワルラス及び我々の考察を通じ、国家が normal price を購買時点で支払ったことと、上述の考察とは少しも矛盾するものではない。いずれの場合も、購買時点での社会的に形成せられた予想が、以後の事態の進展により裏切られたということに他ならぬからである。それ故、国家は実際には normal price 以上に高い価値を持つ土地を、それより低い normal price で購買したことになる。土地所有者の立場からは、ワルラスにおける  $z$  の背後にある条件の変化や、我々の場合の  $N \leq m$  を満たす様な年定率  $z$  での上昇の継続は、当初の normal な予想をはるかに越えるもので、従って彼等は、予想の外にある土地の価格への所有の権利を主張し得る十分な根拠を持たない。<sup>(111)</sup> 国家はかくて不正を犯したのではない。逆に国家の立場からは購買時点で支払われた normal price が、土地の潜在価値（かかる表現が許されるとして）より低いことは、おそらく国家の予想の範囲内にあることであろう。何故なら、地代上昇率自体の増加或いは上昇継続期間の延長は、ワルラスによれば国家の操作可能な変数と見なし得るからである。<sup>(112)</sup> 既述した様にワルラス自身には我々の考察と異り、 $z$  の  $z'$  への上昇の事実を、むしろ唯一の国有化のきめ手と考えている感がある。<sup>(113)</sup> そして  $z$  の  $z'$  への上昇は、国家の行動如何にかかっているとワルラスは考えている。

最後に以上の国有化方策に対するワルラス自身の評価を原文のまま引用しておく。

「人は以上の例により事柄が現実の世界において如何に行われるかを理解し得るであろう。国家にとっては……normal price よりも低い価格を支払い土地を購入することは問題外である。そして地代により購買価格を償却する為 normal price と買上げ価格との差を考慮し購買を行うことは問題外である。それは通常の平凡な投機の事柄であり特定私人の行うことである。国家にとり問題

(111) cf. *ibid.* p. 341—p. 342.

(112) *ibid.* p. 345.

(113) *ibid.* p. 341.

なのは normal price でこれらの土地を購入することである。そして地代により  
 購買価格を償却する為地代上昇率の増加（減少率の減少，減少の上昇への転化）  
 を計慮することが大切である。そして国家は自らその手段の巧妙さや賢明さに  
 よりこの変化を作り出すことに関心を持つ。ここに国家に真に値する美しく偉  
 大な操作がある。そして原理上国家は一銭も支払わずに（sans bourse délier）  
 全ての土地を購入することができるであろう。そしてゴッセンが完全に厳密な  
 論証の上に立て得なかった真理がこれである。だが彼が例外的な賢明さで提示  
 しかつ認識した真理もこれである<sup>(114)</sup>」

簡単にワルラス自身の考察への批評を与えておく。これは我々の考察の意義  
 を明らかにするであろう。以上の引用からも明らかな様に、ワルラスは  $m \rightarrow \infty$ ,  
 $i > z$  という假定下で、 $z$  が  $z'$  に上昇するという事実を、国家による償却の  
 可能にとり最も重要なきめ手と考えている感がある。けれども、假定  $m \rightarrow \infty$ ,  
 $i > z$  は現実性を持つであろうか。 $i > z$  という假定は特に問題となるのでは  
 ないか。そこで  $m \rightarrow \infty$  を残して  $z \geq i$  のケースを考えると  $A \rightarrow \infty$  となり当初よ  
 り償却は問題とならない。それ故  $m$  が有限値の場合の償却可能性の考察が意味  
 を持つことになる。我々の考察はかかる場合に当たる。

以上の諸考察から明らかな様に、L ワルラスの全面的土地国有化方  
 策論に徹底的な影響を与えた学者は、ゴッセンに他ならない。ワルラ  
 スの以上の議論はゴッセンのアイディアを尊重しつつ、当時としては  
 可能なる限りの彫琢をそれに加えたものと考えられよう。そしてシュ  
 ンペーターが論じる様に「……何人も土地国有化を彼以上に説得的に  
 擁護したものはない<sup>(115)</sup>」という感想を我々もまた卒直に抱き得るのでは  
 なかるうか。

#### 4. 部分的土地国有化方策について<sup>(116)</sup>

L. ワルラスの土地国有化方策は、3で論じた(1)、直接的で完全な

(114) *ibid.* p. 345.

(115) J. A. シュンペーター「十大経済学者」ワルラス p. 112—p. 113（安井  
 琢磨訳）

(116) 4の議論で我々が主として依拠するものは前註，30論文Bである。



借入金による土地の全体的買上げの方策，即ち全面的土地国有化方策と，以下論じる(2)，間接的で不完全な地代への租税による部分的土地国有化方策，或いは個人と国家による土地の不分割共有の方策に分れる。前者は1880年の論文 *Théorie mathématique du prix des terres et de leur rachat par l'Etat* で与えられ，後者は1873の論文 *Le cadastre et l'impôt foncier* で与えられた。時期的にも，内容的にも，前者がワルラス土地国有化政策の中心を成すが，土地国有化方策論を考察する立場からは，後者をも無視することは出来ない。特に(2)の方策により土地所有者の土地の資本価値を細らせ，この減少した額について，(1)の方策を適用するという様に，両者はいわば二段的に後者に引き続き前者が実施されるという性格を持つものである。<sup>(117)</sup>以下我々は1873年の論文に基づき部分的土地国有化方策について考察する。

#### 4.1 地租の本質について

地代への租税をワルラスは個人と国家による土地の不分割共有と考える。だがこの事は，必ずしも自明の事柄ではない。それ故この点を明らかにする為，我々はまずワルラスに従い地租即ち地代への課税の本質を，自然により与えられかつ不減なる土地以外の，本来消耗的な人工的資本（建物等々）への課税との比較を介し，認識せねばならない。

ワルラスは，地租の本質を明らかにする為，次の二つの仮定を置き議論する。仮定1は，土地所有と地租を今日構成せられている社会の存続にとり，本質的と見なしうる事実と考えること，仮定2は，生産と交換において自由競争の原理が支配していること，それである。但しワルラスは，以下の論証を例示的説明による論証と考え，アプリアリで合理的な本格的分析に基づくものとは考えていない。

一  
二

社会的富を形成する *revenue* と *capital* は二つの種類に分れる。

(117) L. Walras, *Social, Le problème fiscal*, p. 449.

一つは自然的でその量が与えられているもの、他の一つは生産可能でその量の増減するものである。前者の価格はその量と効用にのみ依存し、後者の価格は量と効用の他に生産原価にも依存する。前者が土地資本であり、後者が人工的資本であることは明らかである（人的資本への言及はない）。この事実から両者への租税は本質的に異った仕方作用する。その点を明らかにする為次の例示的説明に依拠する。

100,000フランの土地を所有し、3,000フランでそれを貸借ししている人と、60,000フランの家屋を所得し3,000フランでそれを貸借ししている人とを想定する。そして今両者に $\frac{1}{10}$ の租税が課せられると仮定する。

家屋は生産せられた資本であるから、60,000フランの売値は正常状態ではその建築費用即ち生産原価に等しい。課税以来3,000フランの所得をもたらした60,000フランの家屋は、もはや2,700フランの所得しかもたらさず、54,000フランの価値しか持たない。かくて売値と生産原価とに6,000フランの差が生じる。それ故その時以来家屋の建設は一時的に中断され、かつ古い家屋は更新されることなく、消耗にさらされる。他方家屋の効用は不変に留るから、その量の減少により賃貸料は上昇する。これが今租税に対応する $\frac{1}{10}$ 分(300フラン)だけ上昇すれば、売値と生産原価との一致が回復され家屋の生産は再び続けられる。その時家屋は再び60,000フランの価値を持ち、3,300フランの所得をもたらす。所得は所有者に3,000フラン、国庫に300フランという様に分割される。租税は賃借人により支払われる。この様に家屋への租税に関しては、租税後も競争的メカニズムの作用により家屋所有者の所有する資産価値は全く変化を受けないことがわかる。これに反して土地では事情が異なる。土地は自然的で生産せられない資本である(土地造成や高層建築等によるspaceの生産をワルラスは考慮していない)。課税以来3,000フランの所得をもたらす100,000フランの土地は、2,700フランの所得をもたらす9,000フランの土地となる。

だがこの場合には家屋の如く経済的効果の後続部分は発生しない。何故なら土地の生産原価はゼロだからである。故に国家は土地がもたらす所得の $\frac{1}{10}$ を享受することにより同時に資本価値の $\frac{1}{10}$ を所有することになる。このことはまた、土地所有者が土地資本価値の $\frac{1}{10}$ つまり1,000フランを課税により国家に納入することを意味する。<sup>(119)</sup>

以上のワルラスの証明は、ワルラスも言う様に厳密なものでなく単純な例示的説明である。けれどもこれにより、ワルラスは、地租とは本質上租税でなく、国家による当該土地の個人との共同所有を意味するという重要な命題を導出する。<sup>(120)</sup>そしてこの命題が部分的土地国有化方策のかなめとなる。

(118) 以上の考察において、ワルラスは、土地資本及び人工的資本の算定式として、 $A$  を資本価値、 $a$  を資本用役価格とするとき、土地資本については、 $A = \frac{a}{i}$ 、人工的資本については、 $A = \frac{a}{i+x}$  を暗に前提している。 $x$  は償却率と保険率の合計である。また、資本用役価格 $a$ は、恒常的に永久に成立すると仮定されている。このとき $i$ は、 $100,000 = \frac{3000}{i}$ から、 $\frac{3}{100}$ 、 $x$ は $60,000 = \frac{3000}{i+x} = \frac{3000}{\frac{3}{100}+x}$ から、 $\frac{1}{50}$ となる。今2700フランに資本用役価格が減じたとき、土地資本の価格は、 $2700 \div \frac{3}{100} = 90,000$ 、人工的資本の価格は、 $2700 \div \left(\frac{3}{100} + \frac{1}{50}\right) = 54,000$ となる。(cf. L. Walras, *Elément d'économie politique pure*, p. 243—p. 244)。

(119) 以上の議論については *op. cit* 論文 B p. 405—p. 407 土地資本の価値を $A$ として地代 $a$ が每期恒常的に永久に成立するとするとき、 $A = \frac{a}{i}$ であった。今 $100\beta\%$ の課税が成される時、土地資本の価値は $\frac{(1-\beta)a}{i}$ に減少し故に $\frac{a}{i} - \frac{(1-\beta)a}{i} = \frac{\beta a}{i} = \beta A$ だけの資本価値が国家に移譲されることになる。単純化の為、また事柄の本質を明らかにする為、 $a$ を定数かつ永久に成立すると見なし地代の上昇傾向が、土地資本の価値算定において考慮されていない点を注意すべきであろう。

(120) *ibid.* p. 407.

#### 4.2 地租設定に際しての土地所有者の利害への配慮

以上の分析から明らかな様にワルラスの部分的土地国有化方策とは、地租設定により個人の私有地の資本価値を細らせ、この減少分を国家所有にするという形での、個人と国家による土地の不分割共有<sup>(121)</sup>と名付けうるものである。だがワルラスはこの際も全面的国有化方策と同様、地主の利害への配慮を慎重に行う。ワルラスは次の様に論じる。我々の事例では、地租が突然補償なしに樹立せられると想定されていた。そしてこの様な条件下では、地租の樹立は土地所有者の手中にある土地資本の一部の、純粹かつ単純な没収以外の何物でもない。けれども国家が土地所有者に補償をし、それと交換に地租により彼等の土地への所有権を廃止してしまうなら、この場合には土地資本の如何なる没収も生じない。単に国家のかかる土地資本への共同所有という形での、私的土地所有者への代替が生じるに過ぎず、所有者に対する所有の形態<sup>(122)</sup>の変化が生じるに過ぎない。そしてワルラスは補償の存否如何は、地租設定の際、土地を所有していた所有者の世代の利害に関し、非常に重要であるが、他の世代の利害に関しては完全に無関係であると論じ、この点が本質的に重要であると見る。地租がその起源において、どの様な方法で樹立せられたかを問わず、地租は所有者一代以外には決して負担とはならない。何故ならば後続する世代は、地租により減じられた価値で即ち国家に属する部分を除いて、購買或いは相続により<sup>(123)</sup>土地を手に入れたからである。

以上がワルラスの部分的土地国有化方策の大様である。要約すれば地租とは本質上租税ではなく、国家と個人との当該土地の不分割共有であり、国家は地租設定によりかかる部分的国有化を断行すべきであ

(121) *ibid.* p.419. ワルラスはこのことを ‘une copropriété indivise de la terre par l’Etat’ と表現している。

(122) *ibid.* p.407—p.408.

(123) *ibid.* p.408.

り、その際土地所有者一世代の利害を尊重し十分な補償を行うべきである、と言うものであった。

ワルラスはこの論文で次の如き副次的論点にも答えている。一つは地租を定額とすべきか定率とすべきかに関連し、人口増加資本蓄積の進行下での地代上昇<sup>(124)</sup>を考える時定率が公共的利害から見て望ましいと論じ、もう一つは土地に本来結合せられている土地以外の資本の用役を、理論上も実際上も分離し<sup>(125)</sup>るとし、純粹に地代への課税を考えるというものである。尚かかる地租設定を円滑<sup>(126)</sup>に行う為の土地台帳の作成についても若干の紙数がさかれている。

## 5. L.ワルラスの土地国有化方策への論評

我々はこちらの論評を(1)土地国有化を正当化する所有の価値命題の根拠づけに関するもの、(2)土地国有化方策論に関するもの、に分ち考察する。(1)は本来ワルラス所有論との関連で扱われねばならぬが、序において我々は所有論にも若干論及した為、簡単な論及を与える必要を認めるものである。

### 5.1 土地国有化の正当化の根拠への論評

例えば M. Boson はワルラスの土地国有化の根拠づけを次の様に批判する。ワルラスは自然権という形而上学的概念に基き、土地国有化の正当性が絶対的妥当性を持つものと考えている。つまりワルラスの論証の背後には自然法思想が存在する。Boson は自然権の思想は数世紀にわたり、特に18世紀に多くの哲学者により愛好せられた後、顕著な凋落を示し、形而上学という博物館に追放せられたと論じ、歴史学派(ザヴィニー)、フランスの実証主義哲学、デュルケーム学派の社会学等がこれに対して力があつたと論じ<sup>(127)</sup>る。更に Boson は、ワルラスの弟子 Ernest Roguin が、師の五十年記念式(Jubilé)に行った講演で、かかる考え方を卒直にも提示したと論じる。Roguinはそこで次の様に論じた。「この

一 (124) *ibid.* p.409—p.415.

七 (125) *ibid.* p.415—p.419.

(126) *ibid.* p.387—p.404.

(127) Marcel Boson, Léon Walras—Fondateur de la politique économique scientifique (1951) p.215.

有名な経済学者の社会理論はそれを判断する能力を持つ程の人々に、純粹経済学上の重要な観念が受けたと同じ程の普遍的な支持を受けなかった。何故なら、この様な社会理論は論証せられた若干の経済学的法則と自然権の原理との総合物であったからである。そして自然権という語は絶対的に拒否しうるばかりか、それは特定の気質の人々にのみ肯定されるものである<sup>(128)</sup>」がそれである。Boson は又 V. Pareto, P. Leloy Beaulieus の同様の趣旨の批判をも提示している。例えば V. Parato は「人間の目的に関する考察とか、個人や国家の所謂自然権とか、所謂社会契約というものに基礎を置く形而上学的解決に関しては、我々はそれを完全に遠ざける。この種の推論はかつて全ての科学の中で使用されていたものである<sup>(129)</sup>」と論じる。この様に Boson は、自然権という形而上学的概念を根拠に、土地国有化の正当性を絶対的妥当性を持つものと断定するワルラスの自然法的思惟を拒否する。我々は Boson のこの論評を次の限定を置いた上で承認せざるを得ない。

(1) 自然法或いは自然権という概念ほどある意味で曖昧な概念はない。それは歴史的にその意味内容を変容させている。それ故ワルラスの思想を、自然法思想の系譜に属すると規定するとき、それがどの時期のどの様な性質を持つ自然法思想に最も近接しているのか、或いは自然法思想に共通する本質を持ちつつ、独自の性格を持つものなのかを明らかにする必要がある。特にワルラスの自然権の意味内容の理解には、彼が Etude d'économie social で与えた広範な哲学的考察、特に所謂「cénonique（個と集団を如何に合理的に組織化すべきかを問う学問）」をこの様な視角から再検討する必要がある。その事により、自然権という概念がかなりの明瞭な限定を受けている事を理解すると共に、かかる限定の背後にそれを根拠づける為、自然という形而上学的実体が、どの程度まで重き位置を占めているかを検討する必要がある。

(2) 今例えば自然法即理性の絶対的指令と規定するならばワルラスの土地国有化の根拠づけが最終的に理性の絶対的指令に還元されていることを、我々は肯定せざるを得ない。この際理性とは、あくまで人間理性でありながら、理性た

(128) ibid. p.216. Jubilé Walras, Discours d' Ernest Roguin

(129) ibid. p.216. V. Pareto, Cours d'économie politique T. II. p.54.

(130) ibid. p.216 P.Leroy-Beaulieu, Le Collectivisme, p.87.

(131) 前註(129) 参照。

(132) 例えば J. A. シュンペーター「経済分析の歴史」(1)第2編5, 自然法の概念 p.225.

る以上、その源泉に神或いは自然という形而上学的実体が、何んらかの意味で関与していることは明らかである。だがかかる関与をワルラスは理論理性の思弁の立場からは論証し得ぬことを洞察していた様に思える（彼の認識論的考察はこの事を示唆する<sup>(133)</sup>）。故にかかる関与の確信は信仰に基づくものである。或いは端的に神或いは自然が即理性であるという信仰をワルラス自身いっていたと考えることもできる。即ち人間理性の背後にとか、その源泉としてとかという限定を受けた神的理性或いは自然といった発想は、ワルラスにはない様に考えうる。そしてかかる信仰をワルラスは論証しようとも、反証しようともしなかった。単にかかる信仰を論理的に或いは思弁的に叙述しようとした感があるのみである<sup>(134)</sup>。それ故にまた彼の倫理的立場を省みるなら、ワルラスにとり善とは即かかる理性の絶対的命<sup>(135)</sup>令であった。けれどもこの様に限定してさえ、ワルラスにはまだ理性というものへの傾斜がある。換言すれば理性という概念によりある何物かを限定している。この事は、論理的には、理性に対する非理性という形で、ある何物かを限定し得ることを示唆し、この両者の関係が更に問題とされ、理性一元論的になるか二元論的になるかの機縁を含意していることにもなる。

以上から我々はワルラスの立場を理性主義的と限定し得るのでないかと考え<sup>(136)</sup>る。彼自身もまた現代合理主義（現代というのはワルラスの時点で）という表現

(133) 前掲拙著3. 2 現代合理主義の認識論的立場 p.31—p.39 を参照されたい。

(134) 前掲拙著 3. 4 現代合理主義の形而上学的立場 p.47—p.58 を参照されたい。

(135) 前掲拙著 3. 3 現代合理主義の倫理的立場 p.39—p.47 を参照されたい。

(136) かかる問題に対するワルラスの思想についてはやはり前掲拙著 3. 4（前註133）を参照されたい。ワルラスには確かに Sein に関する思索が存在しておりその内容に明らかに理性主義的と言い得る面を持っている。Sein はワルラス的には être réel absolu である。それを彼は一方で la raison de finalité と規定し la raison de causalité と区別し、(Etude d'économie politique appliquée p.494), また他方では「自ら自己自身を認識する絶対」或いは「それ自身の中にその固有のイメージを反映する鏡の如き存在」(Etude d'économie politique appliquée p.493) という規定を与えている。前者の規定を我々はここで強調し理性主義と名付けた。勿論 Sein の自覚面即ち Sein の反省的能力を理性の属性と考える時後者の規定もまた理性主義と矛盾するものではない。何れにしても彼の Sein への思索は並の水準をはるかに越えている。↘

を自己の立場に与えている。<sup>(137)</sup> そしてかかる理性主義がやはり自然法思想と関連を持つなら、ワルラスをして自然法思想の系譜に属すると断定することに誤りは無いであろう。

(3) ワルラスの所有の価値命題が理性の絶対的指令にその最終的根拠を求められているとしても、そのことは必ずしもかかる価値判断の絶対的妥当性が時空の制約を越えるということではない。<sup>(138)</sup> それは次の如き意味で歴史的社会的制約を受ける。<sup>(139)</sup> そしてこのことは自然法思想の本質と矛盾するものではない。即ち地

ここでは彼が影響を受けた Vacherot の導きの糸もなく彼自身の独自の思索の感がある。例えば先の論述に加えて次の諸々の論述をどの様に統一的に把握すべきであろうか。「我の絶対的原因と非我の絶対的原因とを同一視する」(ibid. p. 460) 「至るところ拡がりを持ちかつ常に持続している存在」(ibid. p. 494—495) 「絶対的現実的存在は完全であるか、勿論そうではない、それは自ら自己を完全化する途上にある」【(ibid. p. 495) 「絶対的現実的存在は自らに純粹的応用的な自然科学、倫理科学の地平を開く、それは人間性の内部に我存在或いは精神を自ら構成し芸術及び科学を介して自然及び人間性としての自らを愛しかつ認識する。それは家族、政府所有を介し人間性としての自らを倫理化し産業を介し自然としての自らを利用する」(ibid. p. 495) 「世界とは人間の意志を介し自らを現実化しつつある神である」(ibid. p. 461) 「idealist は物ではなく人間としての自覚に立ちかかる課題を理性により理解し、追求すると同時に存在への意識は <あなたの理念を現実化せよ> と呼びかけ理性は更に <あなたは普遍的な理念を現実化する様に働け> と呼びかける。」

(ibid. p. 490) 我々は前掲拙著で絶対的現実的存在を合理的意志として捉え、合理的即ち理性に反省と意志の方向づけの働きを意志に行為の源泉としての意味を与え、人間の理性的能力をかかかる絶対的現実的存在の分有と解した。或いはまた、絶対的現実的存在を自覚的行為的存在として捉え、理性を自覚面に意志を行為面に結びつけた。そしてまた、我々は彼の認識論との無矛盾性の立場からこれらの思索はいわば行為的直観に基づく思索と考え、信仰(広い意味での)にその起源を持つとみた。これらの限定の下で一応理性主義的というのであるが、今だ問題は残るであろう。また神という表現も誤解を与えやすくむしろ Sein ワルラス的には être réel absolu という方が良いのである。

(137) 例えば, L. Walras, Social p. 89.

(138) この点については前掲拙著 3. 3 現代合理主義の倫理的立場 p. 43—p. 47を参照されたい。

(139) J. A. シュンペーター「経済分析の歴史」(1)第2編5自然法概念 p. 223—p. 224.



代の長期的上昇の事実が予想され、購買の為の借入金を地代の上昇により償却できること、土地国有化後の租税全廃を考えると、地代収入が国家の必要の財源として十分であること、という二条件が成立する様な歴史的社会的状況下でこそ、所有の価値命題の根拠づけ更に価値命題自体が現実的に意味を持ち得るという意味においてである。もし土地が自由財であるなら、所有の価値命題の根拠づけはワルラスの関心を引かなかったはずである。勿論この場合でも、価値命題の妥当性はワルラスの立場からは成立するが、土地国有化論全体は現実的な存在基盤を失う。換言すれば、ワルラスによる絶対的妥当性の要求は、歴史的社会的制約を受け、かかる特定の歴史的社会的射程の中でのみ、かかる状況<sup>(140)</sup>を共にする全人間にとりその妥当性が要求されるという性格を持つ。

(4) この様に、ワルラスの思想が、特に土地国有化の根拠づけが、自然法的性格を持つことは Boson の指摘を待つまでもなく明らかである。けれども、逆に、Boson の筆致にうかがわれる様に、自然法的であるというだけで、ワルラス社会思想全体を博物館行きとほうむり去ったり、Roguin の如く、特定の気質の人々にのみ受け入れられるものと片付けることはあまりにも単純である。問題はワルラスの思想から自然法のベールをとり去り、別個の哲学的立場から、その議論の実質を生かし得ぬかということであろう。この点に関連し、次の点を示唆しておきたい。

(140) この様に論じたからといって、ワルラスに階級論的視角が全く欠けているということではない。但し階級に関するまとまった分析的考察はなく、その限り常識的な把握に終わっていることは事実である。例えば、Social. p.376 以下での、De l'impôt sur le revenu et l'impôt sur le capital はこの点に関して、参考になるであろう。「人的諸能力の revenue は、労働者の travaux のみでなく、閑人の閑暇もそれである。そこで travaux に課税するなら、閑暇にも課税すべきである」(ibid. p.381), 「もし評価することが困難な仮定的資本の非生産的 revenue の故に、金利生活者に課税せぬというのならば、…容易に評価できる現実的資本の生産的 revenue の故に、官吏(非金利生活者の例筆者)に課税することもやめよ」(ibid. p.381), 「とかにみられる有閑階級と非有閑階級の区別とか、「もし労働者に課税するのなら、地主、資本家にも労働者と同じ資格で課税せねばならぬ」(p.384)にみられる所有・租税の観点からの、地主、資本家、労働者という階級区分とか、「政治経済学は…常に奴隷制・農奴制・プロレタリアートや租税の制度に反対してきたし、反対しつづけるであろう。そして人間的諸能力や彼の労働の果実や、彼の節約の果実は、個人的所有の神聖で犯しがたい真の領域であることを主張して」

我々はワルラス思想を上述の如く理性主義的のものと規定し、理性との関連で、それが自然法的性格を持つことをも肯定した。そして我々はワルラスの理性概念に含意されている問題性を克服することが、ワルラス的立場への建設的批判たり得るのではないかと考える。

ワルラスは人間存在に対する哲学的考察を与えた際、人間の心的能力を動物との比較を介し、知性即ち広く悟性的能力を伴った理性、理性に方向付けられた意志、美的感受性或いは同情により特徴づけられる感受性に区別し、特徴づけた。<sup>(141)</sup> それ故この限り理性とは、一応知性的能力である推理の作用、純粋に思

「きたし、主張しつづけるであろう」(ibid. p.385) にみられるプロレタリアートという概念や労働の果実の労働者への真の帰属といった考え(これが人的資本の私有の意味である)にみられる階級観の存在とかを我々は指摘することができる。だがワルラスには、歴史的発展の必然的法則を認識しているという立場から、特定の階級の利害、イデオロギーが、全人類にとっても普遍的な真理であり、かつかかる立場から、かかる階級の集団的主体的な行動による階級闘争を介して、時に応じ変容する諸手段に頼り、資本主義制度を変革し、きたるべき社会では、ディアレクティクに階級の消滅が現出するといった考え方は、存在しない。もとよりワルラスは、「歴史上、我々の社会体制の本質的急進的な諸々の変化は、規則的平和的に行われたことはなかった。奴隷制の抑圧を去らしめるには、それを実践した古代社会の崩壊が必要であったし、封建社会によるそれへの代替が必要であった。農奴制は消滅した。封建社会は暴力革命によってのみ現代社会にとって代った」(Spocial. p. 347) と考え、「個人的土地所有から集産的土地所有への変形にとっても、同様であるにちがいない様にみえる」(Social. p.347—p.348) と論じつつも、「我々は真理は政治経済学においても、勝利を博すであろうことを、期待できる。社会科学は今から1, 2世紀のちには、社会主義者の手中から去り——彼等は極端に批判的で、否定的な役割をのみ持ちうる——同時に御用学者の手中から去るであろう。そして真にその名に値する科学者の手に帰するであろう」(Social. p.347—p.348) とし「従って多分、社会の進歩は多かれ少なかれ、近い将来には、野蛮で無秩序な方法ではなく、規則的で平和的な方法で行われよう、……多分、プロレタリアートの廃止がなされるであろう。労働報給への租税の廃止により、あたかも奴隷制や、農奴制が廃止せられたように。」(Social. p.348) と論じている。ワルラスの考えは、いわば、上部構造の相対的優位に立った変革であり、そこでは知性の役割が、従って知識階級の役割が、物質的利害に根ざすエネルギーに対して、優位におかれている。

(141) 前掲拙稿, 2. 1人間学的考察 p.29—p.36, 及び L.Walras, Social, 4<sup>e</sup> ↘

弁的な理念の構合力，或いは理念に対する思惟の能力を更にまた反省的思惟の能力及びこれに随伴する価値判断の能力を，要するにかかる心的能力を意味すると考えられる。また感受性との関連でも，理性による価値判断の能力の潜在的使用が含まれていると考えうる。感受性との関連で注意しなければならないのは判断力である。判断力とは通常普遍の中に特殊を抱摂する能力と規定される。その際普遍が与えられているか否かにより，判断力は二つに区別されるが，感受性との関連即ち広く美との関連で問題とされるのは，普遍が与えられていない場合である。だがこの場合でも普遍は予示されていると考えうるであろう。この予示された普遍の存在には，理性による価値の附与が不可欠である。そしてかく附与された価値の中に特殊を抱摂し，かかる特殊を広く美と判断するところに美意識が成立する。さて，理性的能力として列挙されたものの中で，価値附与の能力従って価値判断の能力（これは厳密には理性的能力と判断力との結合の産物である）以外は，一応問題なしとし，理性に価値判断の能力ありという規定もまた問題なしとしても，かかる価値判断の能力の限定の仕方は問題となる。ワルラスは，以上の叙述から明らかな様に，理性は絶対的妥当性を主張し得る如き価値判断の能力を持つと考え，それ故に，何んらかの形で，かかる理性に，神或いは自然という形而上的実体を関連づけたのであった。けれどもかかる立場は如何なる根拠を持つにせよ，たとえ信仰にその根拠を持つにせよ独断である。独断と言えは独断であることの証明を要求されるから，より適切には独断とも独断とも言わずかかる考え方を離れる以外にない。その離れ方がまた問題となるが我々はかかる立場に深い沈黙により対処する以外にない。とに角かかる立場を単なる論理の立場（そして勿論実証の立場）から否定する途はなく，それ故，これ以外に表わしようのないことであるが，その場合でも理性を他の諸々の能力とともに価値判断の能力と規定すること，或いは価値判断の能力を理性的能力の一つとして規定すること，そして人間の行為に際し，かかる理性的能力の支配的優位性を当為たらしめ，それを一つの立場とすることは自由である。そのときかかる立場の根拠付けに際してその絶対的妥当性を無限定に主張することを避けることのみが要求される。無限定に主張せぬという語句は，一つの限定にちがいないがこの限定の性格を誤解を与えず伝えることは，これまた非常に困難である。あえていえばそれは開かれた根拠付けと名付けうる。

一 開かれているということは，自己の根拠付けに対する理性的反省の余地を無限

↘Leçon, De l'homme et de la destinée humaine au double point de vue physiologico-économique et psychologico-morale p.99.

に残し続けることである。けれどもこのことは自己の根拠付けへの懐疑、おぼつかさを意味するものではない。この様にいうなれば矛盾するものの一つの統一という形をこの根拠付けは持つ。そしてここに他者との対話の余地が開かれる。この様にワルラスの意味する所謂理性主義をかかると意味の理性主義に越え行くことは不可能であろうか。かかる立場は明らかに盲目的意志の現実支配力をかかると立場の価値前提から批判していく。意志はかかる意味で理性により方向付けられるべきとこの立場は主張する。更にこの立場は盲目的意志と理性との何れが真の實在かという様な問を、問う事はない。かかる問が、問として成立し得るかは大きな疑いにさらされているし、ここから信仰固有の意味が引き出し得るのであるが、かかる信仰が依然として、上記の開かれた根拠付けに盲目である限り、この立場はかかる信仰をも批判するであろう。

## 5.2 土地国有化方策論への論評<sup>(142)</sup>

我々は以下主として全面的土地国有化方策論の論評を行う。

L. ワルラスは自己の提示した土地国有化方策を政治家が細部の点は別として、直ちに実行に移し得る如き形で、提示した。その際彼は純粋経済学的考察を媒介しつつ applied side に移行し、理論的レベルでの考察結果から一挙に具体的処方箋を引き出すという方法を使用した。それは技術論的性格を持つものであった。けれども理論的考察を媒介し導出された政策手段が現実性を持つには、その理論のよって立つ条件が現実性を持たねばならない。この意味で、ワルラスの考察における諸前提を検討する事が、重要となる。これらの主たるものは次の様になる。

1. normal price 算定の背後にある売手買手の予想が完全でなく、

(142) Boson によると国家による土地購買を扱ったワルラスの論文は1880年代に多数の論争を引き起したという事である。これは1879年に Henry George がニューヨークで Progress and Poverty を表わした時と同様であった。Boson は1883年5月の Journal des Economistes 中の Ch. Gide の論文 Les recétes études sur la propriété 及び 1884年の P. Leloy, Beaulieu の Le collectivisme, examen critique du nouveaux socialisme を代表的文献として挙げている。(Boson op. cit. p.214—p.215)

その予想を上廻り地代が上昇し続けること、更に国家自ら主体的にかか  
る地代上昇の条件を作り出し得ること。

2. 土地の売手買手が、当初地代が年定率  $z$  で上昇することを、つま  
り指数函数的に上昇することを予想し、それを基に価格算定を行うこ  
と。

3. 売手買手が純利子率  $i$  不変という予想を持ち価格算定を行うこ  
と。

4. 暗黙の前提の一つであるが、資本市場特に土地資本の市場での  
完全競争が仮定されていること、即ち *auctionner* の叫ぶ価格に売手  
買手が受動的に適応し各々需給量を決定する、そして、超過需要超過  
供給を介した価格の上下への動きが、均衡価格を形成する、という仮  
定が、おかれていること。

5. いうなれば部分均衡論的手法に基き、考察すべき若干の重要な  
論点が *Other things being equal* という仮定に解消されていること。

6. 土地国有化後地代収入は国家の必要への財源として十分である  
こと、即ち国家の必要をある限度以下に縮小することなく十分にそれ  
を充すだけの地代収入があること、

等々である。我々は以下簡単にこれらを論評する。

1, 2 について、Boson によると P. L. Beaulieu, Gide, Pareto 等  
は Boson をも含め、1, 2 特に 1 の仮定に批判的である。彼等は主と  
して農業企業家に貸与された土地の地代を考え、自然の災害 (Gide)<sup>(143)</sup>  
海外からの農産物輸入 (Gide, Pareto, Boson)<sup>(144)</sup> 農業技術の進歩によ  
る農産物価格の下落 (Boson)<sup>(145)</sup> 農業恐慌 (Beaulieu) を理由に、地代  
の長期的上昇に批判的である。だがワルラスは、農業企業家のみでな  
<sup>(146)</sup>

(143) Ch. Gide, *Journal des économistes* n° de mai 1883. p.192.

(144) Ch. Gide, *ibid.* p.192. V. Pareto, *Cours d'économie politique* T. II p.  
129.

(145) P. Leroy Beaulieu, *Le collectivisme*, P.199.

(146) 以上については、M. Boson, *op. cit* p.221.

く、工業、商業企業家、更に家計への土地貸与を考慮<sup>(147)</sup>しており、人口増加、資本蓄積の進行の度合いと領土との相対的關係如何では、地代の長期的な上昇趨勢の仮定は、簡単に非現実的として捨て去り得ない。但しワルラスが長期的見透しとして、人口増加と資本蓄積の進行しつつあるすべての国家で、この仮定が妥当すると信じていることにはやはり問題は残るであろう。

3について、我々が考察した1880年の論文では、ワルラスはその理論的考察に際し一貫して純利子率  $i$  不変を仮定していた。だがこの論文の始めの部分で、ワルラスは *Elément* 28課で与えた人口増加、資本蓄積の進行する社会における純収入率或いは純利子率の逡減の事実<sup>(148)</sup>を想起している。それはここでは単なる想起に終り、土地国有化方策との関連まで分析されていない。だが、1896年の論文 *Le problème fiscal* でワルラスは、かかる事実を国家による土地購買にとり協力的な材料<sup>(149)</sup>と考えている。何故なら、国家の支払い利子額が逡減するからである。けれども純利子率の逡減を直線的に土地購買の好材料と見る事はできない。好材料と判断できるのは次の様な場合のみであろう。<sup>(150)</sup>即ち、国家が全ての土地をある時点で一挙に購買すること、売手の価格算定に純利子率逡減の予想が導入されないこと、それであり、この場合には、国家の負債額は購買後もしばらくは逡増すると考え得るところから、この増加した負債額に対しては、純利子率逡減は利子負担

(147) L. Walras, 論文 A. p. 346.

(148) *ibid.* p. 279.

(149) *ibid.* p. 448.

(150) ワルラスはこの点について例えば「国家は土地を少しずつ買い始めると良い。環境がそれを許すところから。地代上昇が最も純粹に表われており農業の変革が最もよく成されているところから始めるとよい。次に地代上昇と農業の変革がだんだん広がるにつれ国家は土地購買の操作を全領土に広げると良い」(*ibid.* p. 449—p. 450) と述べている。この論述からも分る様にワルラスは土地国有化の副産物として農業の近代化が押し進められるであろうという見通しを持っていた事を付加しておきたい。(Boson *op. cit.* p. 210)

の逡減として影響するであろう。但し我々は利子支払いの契約は、借入れ時点での利子率に従いなされると仮定している。換言すれば、国家が異時点にわたる土地購買を行うなら、純利子率の逡減は、normal price の算定式(1)により、購買価格の上昇従って借入金の増加をもたらす、この点は土地購買にとって不利な材料である。だがワルラスは<sup>(151)</sup>1880年の論文では純利子率逡減の事実<sup>(152)</sup>に十分な分析を与えていない。Boson はまた純利子率逡減の事実も、証明され保証された事実でない<sup>(152)</sup>という主旨の批判を与えている。

4について、土地 normal price という時の normal には、normative な意味が含まれている。それ故にかかる完全競争市場での、或いは所謂広義のジェヴォンズ式交換が行われる市場での、価格形成が重視された。だが、この点は既述したところであった。

5について、other things being equal の中に解消された重要な論点は、土地購買の為の資金調達の方法に関連するもので、かかる資金調達が及ぼす経済の残余への波及効果、更にそれが土地購買の条件に与えるかもしれぬ反作用の分析である。ワルラスは、恐らく公債発行（例えば土地債券）を考えたのであろうが、この点の分析は全く存在しない。Gide はこのことを批判し、その論拠は明らかでないが、土地購買のかかる操作は一国を最短距離を通し、支払い不能に追い込むと論じる<sup>(153)</sup>。いづれにしても、部分均衡論的手法の持つ限界が、ワルラスの考察に存在することは否定できぬが、逆にかかる手法を取ったからこそ（例えば純利子率  $i$  不変の仮定）大胆明瞭な方策が打ち出し得たという側面も無視し得ない。

6について、ワルラスは土地国有化後国家は地代収入をその財源に

(151) 但し時間的には純利子率逡減が土地国有化に好材料である事を明言した論文 *Le problème fiscal* は1896年である。とに角ワルラスがこの点を詳しく分析していない事は事実である。

(152) M. Boson, op. cit. p. 220

(153) Ch. Gide, op. cit p. 192.

あて、他方租税を廃止し得ると信じていた。だがこの為には地代収入が国家の必要の財源として十分であるという暗黙の前提が必要である。ワルラスにはこの点を疑った形跡はない。だがこの前提が否定される時、租税の全廃がワルラス的正義の実現から持つ重要性を考えるなら、ワルラス土地国有化論の意義は余程薄れるであろう。この場合でも勿論土地国有に依る租税の軽減は可能であるがそれだけではワルラスの当初のイジョンを大きく離れる事は事実である。かくて Schmoller の提示した疑問「国家の財政的必要と地代総額との間に予定された調和があるかどうか」<sup>(154)</sup>はある意味で事柄の核心をつくといえる。

以上は事柄の経済理論的側面への論評であるが、政治学的観点から Pareto が与えた批判をも加えておきたい。Pareto は普通選挙により選ばれた政府が、ワルラスの提示する如き方策を採用することは有り得ぬであろう、と批判する。何故なら、土地を貸付けられている層の票の上に立つ政府が償却の為にやろうと思えばできる地代のつり上げを断念せざるを得ぬからである。<sup>(155)</sup>今この論点への立ち入った考察をさけるとしても、少くとも Pareto の批判は、政策手段の有効性を単に経済学的観点から或いは倫理的観点からのみ、分析する事の不十分さを指摘する点で意味を持つであろう。

(154) Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft hrsg. Von G. Schnoller X XII 3, 371.

(155) V.Pareto, Les systèmes socialistes T. II p.311.

ワルラスは、「国家は土地を企業家達に、そこで農業、工業、商業を営むべく賃貸する。またそこで住宅、城、庭園、公園を建設したり、或いは維持するために、消費者に賃貸する。その際、両者に対して最高の地代を支払うということ以外のいかなる条件をも課さない」(Social. p.346) と論じている。ここで、最高の地代を支払うという条件がおかれていることに注意すべきである。土地購買後、国家は土地用役の供給において、独占者の位置に立つから土地用役市場の仕組を慎重に考慮せぬときは、国家権力の横暴は可能となる。これはパレートの考えとは逆のものである。ここでも所謂広義のジェヴォンズ式交換様式の規定が意味をもつであろう。具体的にそれをどう定めるかは、また別の問題である。



以上の様にワルラスの土地国有化方策論は種々の点からの批判にさらされる。だがこれらの批判にも拘わらず、土地国有化という政策目標に対する手段は、一応ワルラスにより与えられたと考へ得る。だがワルラスにとり、土地国有化自体は、最終の目的でなく、それは所謂総合的社会主義という理念の現実化の為の第一歩にすぎない。それ故、かかる理念の現実化に対する第一歩として、土地国有化方策が如何なるなる意味を持つかを考察する必要がある。既に比喩的に考察した如く、ワルラスの理想社会は一つのトラックの競技にたとえられ、各走者が同一のスタートラインに立ち到着順位に応じ異った報酬を受けるという仕組みを持つものである。<sup>(156)</sup> ワルラスはこれを条件の平等と位置の不平等という概念で把握した。それ故、問題は各走者を同一のスタートラインに立たせる事、即ち条件の平等という理想の一方の要件の実現に、土地国有化方策は第一着手としてどの様な意味を持つかという事になる。ワルラスは綜合主義或いは総合的社会主義の特徴として、土地国有化、人的資本の私有化、所謂広義のジェヴォンズ式交換の要件をみたす如き市場の整備（完全競争市場はその ideal な典型に過ぎない）、租税の廃止、私的独占の弊害の国家干渉による除去、国家自体の公共的領域及び一部私的領域での生産介入、賃金或いは報給の節約たる貯蓄の資本化から生じる本来の資本の私的所有の肯定（勿論かかる資本の用役価格即ち利子所得の肯定）等により、所謂条件の平等と位置の不平等がみたされると信じていた。これ等に貨幣価値変動の<sup>(157)</sup>コントロール、不当な投機の是正その他を加えねばならぬが、かかる

(156) L. Walras, *Social*, p.160—p.161.

(157) これは本来 L. ワルラスの応用経済学研究に属する問題である。だが貨幣価値変動のコントロールが所有論の立場から重要であることは *Théorie de la propriété* (ibid. p.212) で論じられている。その方策についてはワルラスの貨幣論及び貨幣政策を考察せざるを得ぬであろう。投機の弊害については *Etude d'économie politique appliquée VI Bourse, La Bourse-La spéculation et l'agitation V. Des abus de la spéculation financière* (p.429 以下) で与

条件の確立により、私的独占利潤、土地の投機的売買、制度的に保証された相続等々に依る資本の不当な私有の根は取り去られ、条件の平等は保証される様に見える。だが新しい国土で、新国家を一切の歴史的な因縁から離れ建設するという場合ならともかく、既存の制度の下で育った社会を、理想の社会にまで漸進的に変革して行くという事態を考えるなら、かかる条件の平等を、既得の権利を一方的に奪う事なく、既存の制度の受益者の理性に訴え利害を考慮し、摩擦を最小限に留め実現する事は至難の事柄である。ところで土地国有化方策は、ワルラスにとり、かかる彼岸への架橋であり、最も重要な意味を持つ架橋であった。以上を前置きし土地国有化方策が条件の平等を一つの要件に持つ理想社会への架橋として、如何なる意味を持つかを考察したい。

最初に注意すべきことは、1880年の論文に即す限り、土地所有者は土地を手放す代りに normal price に当る資本を受け取り、資本の所有者としては予想外の地代の上昇による利得を失うのみで、従来と殆んど変らぬ状態にあることである。だがワルラスは急進的方策回避の立場から従って既存制度下で保証された権利を一方的に奪うことは不正を意味するという立場から、かかる処置を是認した。そしてワルラスの思想に忠実に従うなら我々もまたここまでは承認しせざるえぬところである。けれども、もしかかる土地所有者が、土地売却により取得した資本を、そのまま後続世代に相続させた場合、条件の不平等は永久に消え去らぬことになる。この様に、土地国有化はそれ自体の利点を持つとしても、かかる問題が未解決に残される限り、それが条件の平等への十分に行きとどいた解決とならぬ事は明らかである。そしてかかる問題への論及は1880年の論文には存在しない。しかしワルラスは1873年の論文 *Le cadastre et l'impôt foncier* で、土地の部分

---

↘えられている。

的国有化を考察した際、かかる問題の解決に援用し得る考え方を示唆している。既述の如く、例えば定率 $\frac{1}{10}$ の地租を設定する時、土地の価値の $\frac{1}{10}$ は国有化されることになるが、この時国家はかかる土地所有者一代については価値の減少分を保証する義務ありとしても、後続する世代或いは転売により土地を取得した層にはその必要なく、単に $\frac{9}{10}$ の<sup>(158)</sup>価値の所有を認めればよい、と論じられているからである。これは資産への一種の相続税的考え方である。何故なら第一世代の所有する土地が相続される場合、第二世代は $\frac{1}{10}$ の相続税を引き去られ、残りの土地資産を相続することと、上記の処置とは同一だからである。従って、この考え方が今全面的購買の場合にも適用し得るとすれば、土地所有者一代には、売却額の所有は認められるが、相続する世代には相続税を課し、資産価値を細らせるという手続きが示唆される。それ故長期的に代々資産価値を細らせる事により条件の平等は漸進的に実現し得ると考え得るかも知れない。けれども第二に注意すべき事は、上記の処置は単に土地所有者に対してのみ実施せられ、土地以外の資本の所有者には何んらの言及もなされていないことである。従ってかかる処置に対しては、たまたま土地を所有してただけで、かかる租税的処理を受けることは不公平であるとの論駁がなされ得る。それ故徹底するには、全ての資本所有に対し何んらかの相続税的処理が要求される。我々は1880年の論文の脚註で簡単に与えられたワルラスの次の如き考え方が、この点の一部解決を与える為採用し得ると考える。即ち土地国有化方策と本質的に同一の方策を鉱山鉄道その他の自然的必然的独占体<sup>(159)</sup>の国有化にも適用しようという考え方が、それである。つまりワ

(158) op. cit.論文B p.408.

(159) op. cit. 論文 A p.347. この脚註を重視する時検討すべき種々の論点は残されるであろうが、ワルラスの土地国有化方策論は国有化方策論一般への一つの示唆を与えると解釈される。この点にワルラス土地国有化方策論を評価する一つの途が見い出されるであろう。

ルラスは土地国有化方策が国有化方策一般をも与えることを示唆している。従って、我々はかかる自然的必然的独占体の私的所有の解消に際しても土地国有化に随伴した如き相続税的処置を適用し得る。この様に単に土地のみでなく自然的必然的独占体の私有、即ちワルラスによ<sup>(160)</sup>ると公共的利害に関係する産業、企業の私的所有は否定され、従ってそれ等の国有化に伴う上記の相続税的処理により、条件の平等は一層現実化の方向に向う。だが、上記二範疇に属する資本私有以外に、尚私的利害に関係する産業、企業の私有が残されている。ワルラスは、これらに対しては、完全競争が可能である産業と、独占的弊害下にある産業を区別し、(1)前者の私的資本所有を認め、後者については、(2)単なる独占利潤のコントロールと、(3)産業自体の国有化を主張する。<sup>(161)</sup>

(160) 例えば L. Warlas, *Etude d'économie politique appliquée* 所収の *L'économie appliquée et la défense de salaire* (p.205 以下) には次の如き *règle* が与えられている。即ち「社会的利害の名において国家は公共的利害に属する生産物の生産を試みねばならない」(ibid. p.268) この *règle* と論文 A の脚註 (前註 159) を合わせ考える時公共的利害に属する産業の国有化をワルラスが示唆している事は明らかである。尚前掲拙著 5.2 応用経済学の素描 p.137 を参照されたい。

(161) 前註 160 記載の論文の中でワルラスは次の *règle 2* を与えている。即ち「社会的利害の名において自然的権利により根拠づけられた若干の例外を除き、国家は無限の競争が可能でない私的利害に属する生産物につき(1)売値と生産原価との均等を維持しつつ自ら生産を試みねばならぬ。(2)権威により売値の引き下げの競売を課しつつ私的独占企業を管理しなければならない」がそれである。従って公共的利害と私的利害の区別及びこの区別が与えられたとして、私的利害に属する産業をどの程度まで国有化するといった問題が残されるとしても、ワルラスには私的利害に属する独占的産業の国有化の構想が存在している。そしてこの部分については公共的利害に属する産業の国有化と同様に処理し得るのであるが、上記 *règle 2* の(2)及び同じ論文で与えられている *règle 3*—即ち「社会的利害の名において個人は無限の競争が可能である私的利害に属する生産物の生産を試みねばならない」——に該当する産業の私的所有についての処置が残されるのである。ワルラスに従うときこれらを国有化する必要はないのであるが、国有化とは別の単なる相続税的処理は問題とされねばならぬであろう。但し我々は上記 *règle 2* 中の「国家自ら」

それ故(3)については、公共的利害に関係する産業と同一に処理し得るが、(1)、(2)については問題が残るであろう。従って(1)、(2)についても、公平を期するには、単なる相続税的処置が要求されねばならない。ところでかかる処置へのワルラスの示唆的発言は、我々の知る限り存在しないが、少くとも土地私有への相続税的処置が示唆されている以上、この考え方をかかる第三の範疇に属する資本私有に適用することは不自然ではない。もしこの考え方が許容されるなら、我々は漸進的に条件の平等に到達し得るかも知れない。この様に我々の見方からは、ワルラスの土地国有化方策論には、(少くとも 1880 年の論文に関する限り)条件の平等への第 1 着手としての十分な意味付けが与えられていない。そしてこの点に答えるには、全ての資本所有への相続税的処理を附加する必要があると考える。但しこれには次の如き留保事項を置かなければならない。

1. 土地国有化に際し、当該土地が如何なる仕方で土地所有者に取得されたかは一切不問にされ、全ての土地の国有化、及びそれに伴う補償、相続税的処理等が全く同一の平面で扱われた。従って全ての資本私有への相続税的処理も、かかる資本が所有者に如何なる仕方で所得されたかに拘わりなく行わるべきである。

2. だが、資本所有の一部は、ワルラスの理想社会でも承認される仕方、つまり賃金報給の節約たる貯蓄の資本化という仕方で私有化されたかも知れない。それ故、これ等と不当な仕方で私有され増殖されたものとを一律に扱うところに不公平が残存する。だが實際上資本取得の原因を識別しその正当性如何を区分することは困難であること、

一〇一  
 ↘ という語を国有化を伴った国家自身による生産と狭く解している。別途の解釈も可能であろう。尚我々はワルラス思想をもし土地国有化がなければ社会主義的と規定し得ぬであろうと論じそれは正しい見方であるが、今土地国有化なしとしても特に règle 2 の(1)の解釈如何ではかなりの急進性を示すことがわかるであろう。

仮に不当とされるものでも既存制度下では合法的であったことから、結局かかる不公平はやむを得ぬこととなるかも知れない。かかる制約がある。

3. 上記第三の範疇の資本私有を相続税的処理で減価させる仕方は、かかる資本私有を否定することではない。一代に限りその源泉が賃金報給の節約たる貯蓄の資本化であり限り、資本私有は肯定され後続する世代についても、相続税を控除した額の私有が認められる。だがこれにより後続する世代の中に条件の不平等が発生することになる。だがかかる不平等の発生は一国の利害の観点からはやむを得ない。資本私有の一部相続を認めない時は、蓄積意欲が減退し資本蓄積への悪影響が生じるかも知れぬからである。勿論かかる資本蓄積は、ワルラスの立場からは、恐らく私的利害に属する生産物に主として関連し、公共的利害に関するものは地代収入により解決されると考え得る。

4. ワルラスには他方で租税全廃の思想がある。彼は租税を土地国有化という正常な状況へ移行する過程における必要悪と見、それを一時的非正常的事象と規定している。この考え方と上記の相続税的処理は矛盾するかも知れない。<sup>(162)</sup> 過渡的段階における相続税的処理は問題外としても、総合的社会主義に突入した以後も、条件平等維持の為には私的資本私有の一部が肯定される限り、相続税的処理を解消することはできぬであろう。それ故ワルラスには存在しない考えであるが、租税を二つの範疇に区別する事以外にこの矛盾を解消する途はない様である。即ちワルラスが必要悪とみる本来の租税、つまり土地国有化以前それにより国家の必要が充足されていた租税と、条件の平等という

(162) L.Walras, Social p.442—p.451.

ワルラスは倫理的観点から、租税を本文の如く規定しているが、同時に利害の観点からも、租税が価格機構の円滑な機能を妨げるとして批判している。例えば「直接税にしる、間接税にしる、租税は生産物或いは生産用役の価格の変化を妨げる。だがかかる価格の変化は、国内的国際的経済均衡の手段であり、動力である」。(L. Walras Social, p. 454)。

理想社会の要件の実現に必要なとされる租税がそれであり、上記相続税を後者の範疇に入れるのである。<sup>(163)</sup>

5. 最後に相続税により減価された資産が、代々相続され最終的に条件の平等に近づき得るには、かかる相続された額が不当な仕方（例えば無制限な投機その他により異常な膨張をせぬ事）が必要である。かかる膨張が存在する時条件の平等は永久に成立しない。また、税率を資本蓄積への影響を考慮しつつ高めることもこの点への1つの解決であろう。

以上我々は L. ワルラスの土地国有化方策論を、上記考察で補完しつつ、その意味を明らかにした。それは総合的社会主義というワルラスの理念、いうなれば彼岸への一つの架橋作業であった。事柄の性質上かかる作業の不完全さは免れえぬところである。理念はいうなれば一つの漸近線であり、方策の実現は双曲線上の一步前進にすぎない。理念自体が、現実を媒介しているとはいえ、ideal な性格をもつ以上、その現実化はどこまでも理念への近似的対応物にとどまる。理念自体は我々の前進すべき方向を示すのみである。そしてワルラスは彼の時代的制約のもとで、自己の立場から可能な限り完全と考えられた理念の提示を試み、かつその現実化の方策を模索したのであった。我々ももとよりその時代的制約を自覚せねばならぬけれども、少なくとも、単に理念を提示したのみでなく、その現実化の方策にまで深刻に思索を

(163) 例えばワルラスの所謂位置の不平等は経済学的観点から条件の平等が他方で達成されるとして市場的メカニズムにより実現される。完全競争が仮定される時かかる完全競争市場での交換終了の状況はかかる位置の不平等がその都度実現されている姿である。この状況を我々は所謂パレート最適性が成立する状況と解釈しうる。その事には別個の考察と論証が必要であるが今かかる解釈を肯定するなら少なくとも純理論的には厚生経済学が教える如く外部効果の存在や境界最適が成立する場合にパレート最適性に導く為のcorrective tax の必要は明らかである。そしてかかる corrective tax は上記の便宜的手段としての租税ということになるであろう。

進めていったワルラスの態度には時代を超えて深い敬意を示さねばならぬであろうし、かつ、その現代的な意義をも問い続けねばならぬであろう。